

2021 - 2022 年度国際ロータリーテーマ



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

第 2780 地区ガバナー

田島 透

(ふじさわ湘南)

事務局 〒 251 - 0055 藤沢市南藤沢 22 - 7 - 501
(第一相澤ビル 5 階)

TEL 0466 - 25 - 8855 FAX 0466 - 25 - 8866

第 2780 地区第 6 グループガバナー補佐

常磐重雄

(厚木)

事務局 〒 243 - 0017 厚木市栄町 1-16 -15
厚木市商工会議所内

TEL 046 - 222 - 5811 FAX 046 -222 - 5821

厚木県央ロータリー・クラブ会長

和田 貴樹

事務局 〒 243 - 0017 厚木市栄町 1 - 16 - 15
(厚木商工会議所内)

TEL 046 - 222 - 5811 FAX 046 - 222 - 5821



厚木県央ロータリークラブ バナー
(デザイン：大矢鳳城初代会長)

右側ブルーの部分は相模川の清流や丹沢にひろがる晴天を、左側シルバーの部分は人間の知と品性を、中心にある深紅の輪は禅語で言う圓相を二筆書きにし、その接点は人間の出逢いとふれあいを意図し、そこに集う情熱的な信頼関係を表現しています。

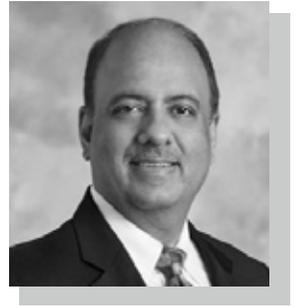
目 次



Rotary

2020—2021 年度国際ロータリーテーマ	1
厚木県央ロータリークラブ バナー	2
目 次	3
国際ロータリー会長メッセージ	4
地区ガバナーメッセージ	5
ロータリーの目的、奉仕の理想	6
四つのテスト、ロータリーソング	7
クラブ地域位置図、クラブ地域人口	8
近隣クラブ例会一覧表	9
クラブ概況	12
年度別役員理事委員長名簿	14
年度別 2780 地区役員委員名簿、他	20
ロータリー寄付貢献者	24
職業分類一覧表	26
会務分担表	28
会長方針	30
幹事計画	31
会場監督方針	32
クラブ会計	33
会員組織委員会	34
クラブ管理運営委員会	35
公共イメージ委員会	36
奉仕プロジェクト委員会	37
職業奉仕委員会	38
収支予算書	40
定 款	46
細 則	58
内 規	68
慶弔及び各種記念品規定	76
連続出席表彰規定	78
事務局利用規定	79
会員選挙の流れ	80
年間行事計画	82
会員名簿	88
新会員推薦書	98
理事会議案書	99

2021 - 2022 年度国際ロータリー会長
シェカール・メータ (インド)



人のために世話をし、奉仕することが最良の生き方。なぜなら、その経験を通じて誰かの人生だけでなく、自分の人生を豊かにできるのだから……。

ロータリーが私の心に火をつけました。自分の身の回りを超えたところに目を向け、人類全体を考えるようになりました。奉仕が私の生き方となったのです。

多くの方々と同じように、奉仕とは、自分がこの地上に占める空間に対して支払う家賃である“という信条を持つようになりました。

次期ガバナーに対し、次年度に自らが模範となって導き、測定可能・持続可能なインパクトをもたらす奉仕プロジェクトへの会員の参加意欲を引きだすよう。また、各クラブが「ロータリー奉仕デー」を実施することを求めます。

2021-22 年度には会員が女子のエンパワメントに力を注ぎ、教育、リソース、奉仕、機会など、未来の女性リーダーの成功に必要な手段を与えてほしい。その上で、多様性、公平さ、開放性に対するロータリーの信念を会員が活動の指針とすることが大切であると考えます。

世界各地で女子は多くの問題に直面しており、リーダーである皆さんは、こうした女子が抱える問題にロータリーが取り組み、それを和らげるように導くことができます。

奉仕を通じて大きなインパクトをもたらすには、ロータリーの会員基盤を広げる必要があります。全世界の会員数は、過去 20 年間、約 120 万人のまま横ばいです。このため、2022 年 7 月 1 日までに 130 万人に増やすことを目指して地区で率先して活動してください。

メータ氏の「Each One, Bring One」(みんなが一人を入会させよう)は、今後 17 カ月間、全会員がロータリーに一人を入会させることを求めるイニシアチブです。

会員基盤を広げながら、ポリオ根絶活動、新型コロナウイルスとの闘い、地域社会への奉仕を続けていくのは野心的な目標であることを認めた上で、「だからこそ皆さんの意欲が駆り立てられるでしょう」とメータ氏。「挑戦に立ち向かうのがロータリアンだからです」



国際ロータリー第 2780 地区ガバナー
田島 透 (ふじさわ湘南 RC)

2021-22年度 国際ロータリー第 2780 地区 活動方針 「地区ビジョンの実現」を目指します。

活動目標 「ポリオ根絶と会員増強」 DO MORE 「E N D POLIO」 GROW MORE 「MEMBERSHIP」
奉仕を通じ会員基盤を強固なものにしましょう。

行動目標 1. RI 会長テーマの理解と促進のサポート

- ・ RI 会長テーマ「SERVE TO CHANGE LIVES 奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために」を理解・推進してロータリーのビジョンに沿って活動できるようサポートします
- ・ 全クラブにロータリー賞への挑戦を推奨しアドバイスします。

2. 「地区ビジョン」の実現を目指します。

(1) 地域社会の変化とニーズをとらえる
時代の変化に適応する組織の醸成

① 地区のビジョン・行動計画の理解と推進「クラブ・フューチャービジョン会議」の開催

② 「クラブ・デジタル化の推進（全員がマイロータリーへ登録

(2) 地域社会にインパクトをもたらす。

ポリオ根絶に向けた横断的な活動の推進

① 「世界ポリオデーの開催」② 「1クラブ1奉仕事業」

(3) 多様な人々との出会いとつながり。

① 「若い人たちへの積極的支援」地域で活動する、より多くの人たちとのネットワークを築く

② 将来のリーダーの発掘、育成及びリーダーシップの継続性」

(4) 積極的に行動します。

クラブの積極的行動への促進と支援

① ロータリー財団への協力

② ロータリー米山記念奨学会への協力 地域社会により大きなインパクトをもたらす奉仕プロジェクトの実施

③ 「ロータリー奉仕デー」の開催

・ 従来の IM を「ロータリー奉仕デー」の開催に変えて実施する

④ 会員基盤強化「会員増強維持拡大 EACH ONE BRING ONE」の推進

⑤ 「ヒューストン国際大会」への参加

3. 数値目標

① 会員数 :2396 名以上 EACH ONE BRING ONE の推進

② 女性会員比率：15%以上

③ 「ロータリー財団への協力」

・ 寄付ゼロクラブ0の達成

・ ロータリー財団寄付目標 200 ドル/人

・ ポリオプラス目標 40 ドル/人

・ 各クラブ1名以上の恒久基金への寄付（ベネファクター：1,000 ドル）を奨励する

④ 「ロータリー米山記念奨学会への協力」

・ 寄付ゼロクラブ0の達成

・ 寄付目標（普通寄付+特別寄付）20,000円/人以上

・ 普通寄付目標 5,000円/人以上

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

奉仕の理想

他人への思いやりは奉仕の基本である。

他人への援助はその表現である。

相共に、かかる行為は奉仕の理想を構成する。

奉仕の理想は、クラブ、職業、社会及び国際奉仕を通じて、ロータリークラブ及びロータリアンの活動において例証されるのである。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

入りにて学び、出でて奉仕せよ。

ロータリーソング

<奉仕の理想>

奉仕の理想に 集いし友よ
御国に捧げん 我等の生業
望むは世界の 久遠の平和
めぐる歯車 いや輝きて
永久に栄えよ 我等のロータリー

<それでこそロータリー>

どこで会っても やあと言おうよ
見つけた時にゃ おいと呼ぼうよ
遠い時にゃ 手を振り合おうよ
それでこそ ローローロータリー



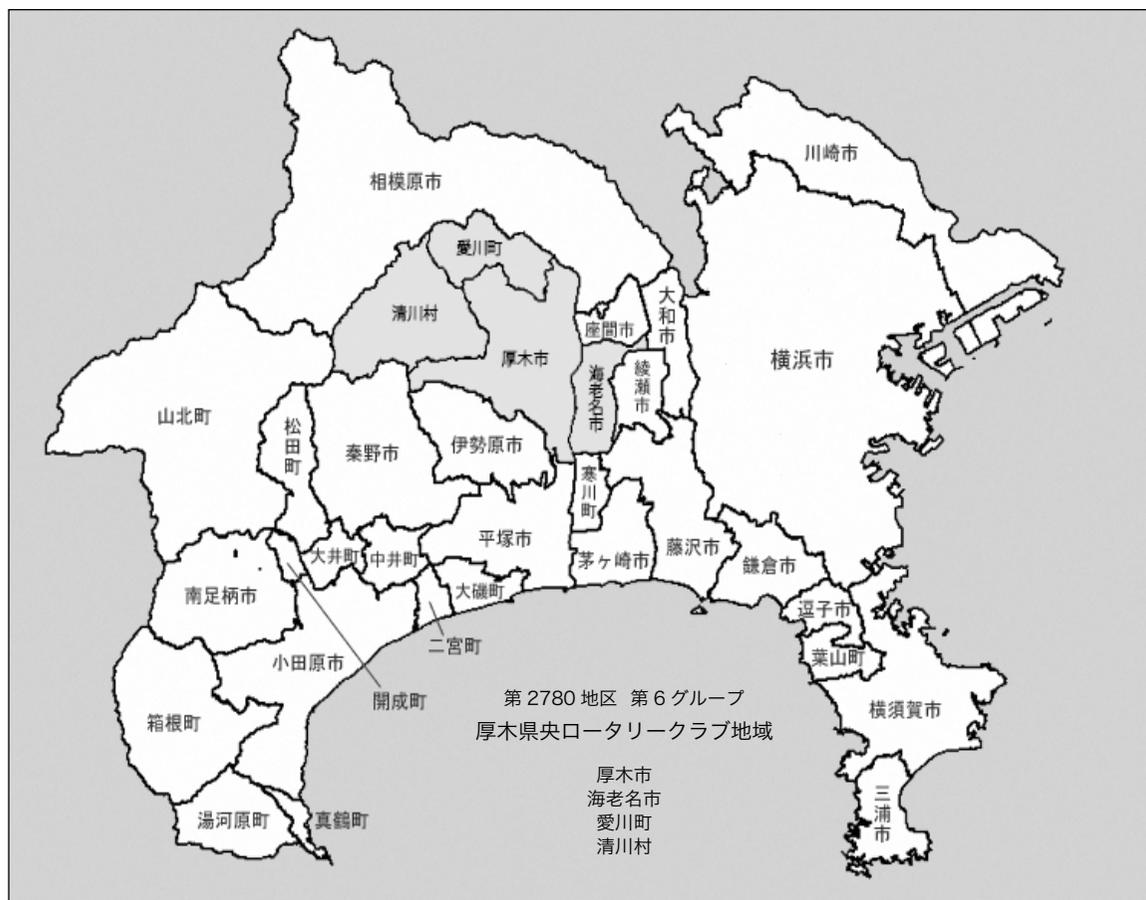
<我等の生業>

我等の生業 さまざまなれど
集いて図る 心は一つ
求むるところは 平和親睦
力むるところは 向上奉仕
おおロータリアン 我等の集い

<手に手つないで>

手に手つないで つくる友の輪
輪に輪つないで つくる友垣
手に手 輪に輪 ひろがれまわれ
ひとつ心に おおロータリアン
おおロータリアン

厚木県央ロータリークラブの地域位置図



クラブの地域人口

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
厚 木 市	225,073	224,994	225,186	224,655	224,139	223,762
海 老 名 市	130,097	130,860	132,062	132,889	134,714	136,178
愛 川 町	41,098	40,012	40,687	39,498	39,284	39,763
清 川 村	3,188	3,166	3,214	3,112	3,076	2,858
計	399,456	399,032	401,149	400,154	401,213	402,561

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

近隣クラブ例会一覧表

クラブ名	曜日	時間	例会場	事務局 TEL	事務局 FAX
------	----	----	-----	---------	---------

第1グループ

横 須 賀	金	12:30	横須賀商工会議所 3F	046-827-8777	046-827-8737
横 須 賀 北	火	12:30	かながわ信用金庫追浜支店 3F	046-866-1801	046-866-1801
三 浦	木	12:30	三浦商工会議所 4F	046-881-5111	046-881-3346
横 須 賀 西	木	12:30	かながわ信用金庫栄町支店 2F	080-8833-7474	045-330-4368
横 須 賀 南 西	月	12:30	湘南信用金庫北久里浜支店 2F	046-837-1211	046-837-1211

第2グループ

鎌 倉	火	12:30	鎌倉プリンスホテル	0467-39-5805	045-345-3215
逗 子	木	12:30	カンティーナ	046-873-0226	046-873-0226
鎌 倉 大 船	木	12:30	日向ビル 4F 会議室	0467-47-3233	0467-47-3233
葉 山	水	12:30	スケープス ザ スイート	046-875-2810	046-875-0399
鎌 倉 中 央	月	12:30	銀座アスター鎌倉賓館 3F	0467-24-5200	0467-24-5200

第3グループ

藤 沢	水	12:30	湘南クリスタルホテル	0466-25-4000	0466-26-9292
藤 沢 西	木	12:30	プラスガード	0466-36-1676	0466-36-1676
藤 沢 東	火	12:30	湘南クリスタルホテル	0466-41-9191	0466-41-9192
藤 沢 北 西	木	12:30	湘南クリスタルホテル	0466-44-7902	0466-45-3190
藤 沢 南	月	12:30	隠れ里 車屋	0466-34-8949	0466-34-8949
ふじさわ湘南	月	19:00	湘南クリスタルホテル	090-4754-0277	0466-23-1869
かながわ湘南	金/土	19:30	第一相澤ビル 8F	090-5432-739	
アーカス湘南	水		WEB 上	0463-77-0754	0463-77-0751
イノベーション ゲートウェイ湘南	土		湘南ヘルスイノベーションパーク	070-3979-4994	

近隣クラブ例会一覧表

クラブ名	曜日	時間	例会場	事務局 TEL	事務局 FAX
------	----	----	-----	---------	---------

第4グループ

茅ヶ崎	木	12:30	コルティール茅ヶ崎	0467-83-6060	0467-83-9915
寒川	月	18:30	寒川神社参集殿	0467-73-0046	0467-74-0027
綾瀬	火	12:30	綾瀬市商工会館 2F	0467-76-6000	0467-76-6055
茅ヶ崎湘南	水	12:30	RUAN HALL	0467-57-5770	0467-57-5771
茅ヶ崎中央	火	18:30	RUAN HALL	0467-58-1905	0467-58-1906
綾瀬春日	水	12:30	笠間第一ビル 3F	0467-70-6100	0467-70-8311

第5Aグループ

相模原	木	12:30	中国名菜敦煌	042-753-2020	042-753-2642
相模原グリーン	金	12:30	中国名菜敦煌	042-714-1111	042-714-1111
津久井中央	木	12:30	津久井商工会館 2F	042-780-0201	042-850-4830
相模原橋本	木	12:30	HK ラウンジ	042-772-8410	042-772-8415
相模原ニューシティ	木	12:30	相模原法人会館	042-704-9601	042-704-9670

第5Bグループ

相模原南	火	12:30	レンブラントホテル東京町田	042-746-4108	042-746-5106
相模原中	火	12:30	中国名菜 敦煌	042-758-5750	042-758-1605
相模原西	水	12:30	小田急ホテルセンチュリー相模大野	042-748-7624	042-705-6624
相模原東	月	12:30	相模原市民会館 4F 「あじさいの間」	042-730-5288	042-730-5587
相模原柴胡	月	12:30	星が丘會館別館 本館 2F	042-758-5750	042-758-1605
相模原かめりあ	火	12:30	ラメゾン TTC 102	042-705-6969	042-705-6996

相模原西令和大野ロータリー衛星

第6グループ

厚木	火	12:30	厚木商工会議所 5F 「大会議室」	046-222-5811	046-222-5821
大和	火	12:30	北京飯店 4F	046-263-7926	046-264-2277
座間	水	12:30	鈴鹿明神社参集殿	046-256-6080	046-252-7272
大和中	木	12:30	八千代銀行大和支店 4F 会議室	046-262-1717	046-262-1818
厚木中	水	12:30	厚木アーバンホテル	046-222-5811	046-222-5821
大和田園	金	12:30	北京飯店 4F	046-215-1855	046-408-1535
海老名	月	12:30	レンブラントホテル海老名	046-233-5122	046-233-3322
海老名櫛	木	12:30	レンブラントホテル海老名	046-233-5122	046-233-3322
本厚木	木	18:30	レンブラントホテル厚木	046-222-5811	046-222-5821

クラブ名	曜日	時間	例会場	事務局 TEL	事務局 FAX
------	----	----	-----	---------	---------

第7グループ

秦 野	火	12:30	秦野商工会議所 4F	0463-81-1355	0463-82-0273
伊 勢 原	水	12:30	和膳 照国	0463-92-5777	0463-95-5313
秦 野 中	金	12:30	秦野商工会議所 4F	0463-81-1355	0463-82-0273
伊 勢 原 中 央	月	12:30	料亭「こみや」	090-2163-2586	0463-95-5313
秦 野 名 水	木	12:30	秦野商工会議所 4F	0463-81-1355	0463-82-0273
伊 勢 原 平 成	火	12:30	伊勢原シティプラザ 4F	070-1535-0066	0463-95-5313

第8グループ

平 塚	木	12:30	(株) グランドホテル神奈中平塚	0463-23-5955	0463-23-5954
大 磯	木	12:30	大磯プリンスホテル	090-5777-4819	0463-36-2255
平 塚 北	火	12:30	レストラン「大原」	0463-30-6336	0463-30-6616
二 宮	木	12:30	(株)カトー二宮営業所	0463-72-2823	0463-72-6059
平 塚 西	水	12:30	カルチャー BONDS 平塚 4F	0463-33-1475	0463-33-8676
平 塚 湘 南	金	12:30	ホテルサンライフガーデン	0463-51-4870	0463-51-4840

第9グループ

小 田 原	月	12:30	報徳二宮神社報徳会館	0465-66-2272	0465-66-2273
湯 河 原	金	12:30	ニューウエルシティー湯河原	0465-64-1234	0465-63-1716
箱 根	火	12:30	宮ノ下富士屋ホテル	0460-82-5533	0460-82-5533
小 田 原 北	水	12:30	報徳二宮神社報徳会館	0465-37-1222	0465-37-7377
小 田 原 城 北	火	12:30	小田原卸商業団地組合会館	0465-37-1222	0465-37-7377
小 田 原 中	木	12:30	報徳二宮神社報徳会館	0465-66-2272	0465-66-2273
足 柄	金	12:30	おんり〜ゆ〜	0465-44-4240	0465-44-4241

- メイクアップの際は電話で例会有無確認をして下さい。
- メイクアップの際は幹事及び事務局まで連絡を下さい。

クラブ概況

1. 創立及び沿革

創 立	…	1998年4月24日
R I 認 証	…	1998年4月30日
創 立 メ ン バ ー	…	31名
認 証 状 伝 達 式	…	1998年11月1日
スポンサークラブ	…	厚木中ロータリークラブ
特 別 代 表	…	石川 範義
創立時ガバナー	…	小山 計玄
第 一 回 例 会	…	1998年5月1日
同 例 会 場	…	厚木アーバンホテル 2階

2. 会員構成（令和3年.7.1現在）

会員数 正会員 38名（厚木：35名 海老名：1名 清川：1名 座間：1名）

平均年齢 … 62.26才

職業分類一覧表…26ページ参照 会員名簿…86ページ参照

3. 役員・理事・委員会の構成 28ページ参照

4. 地区役員・委員委嘱

ガバナー 田島 透

ガバナー補佐 常磐重雄

5. 会計

会 費 ・年会費 238,000円
(会費納入 7月：119,000円 1月：119,000円)

・入会金 50,000円 ・ビジター会費 3,000円

クラブ概況

経年	会 長	幹 事	ガバナー	分区代理/ガバナー補佐	公式訪問日
創立	大矢鳳城	北村正敏	小山計玄	山下恵代	
1年	大矢鳳城	北村正敏	後藤忠雄	道岸唯一	H10年11月13日
2年	吉村保典	岡見 健	中山達二郎	加藤一郎	H11年10月1日
3年	内田徳孝	春日清則	小沢一彦	笠松歳雄	H12年8月4日
4年	和田ヒロ子	菅沼浩一	竹内万也	辻 國明	H13年9月14日
5年	阿部 洋	山本善一	鹿島直麿	山本淳一	H14年7月26日
6年	遠藤正一	斎藤悦史	中西 功	奥岨宏一	H15年10月3日
7年	村松訓子	土屋義行	松宮 剛	山際正道	H16年9月24日
8年	大矢辰典	田口幸一	仲田昌弘	塩塚幸彦	H17年11月4日
9年	石射忠夫	野上 元	西田 隆	後藤定毅	H18年 8月4日
10年	北村正敏	菅沼浩一	小佐野圭三	吉岡 敏	H19年8月10日
11年	森 正章	井 寛明	山路裕昭	金 知出	H20年11月28日
12年	土屋義行	石井麗子	奥津光弘	高橋 晃	H21年9月25日
13年	足立 進	佐野達義	後藤定毅	佐々木辰郎	H22年10月22日
14年	山田幹男	高澤孝一	森 洋	菊池孝夫	H23年9月16日
15年	石井 卓	八木 靖	菅原光志	寿永純昭	H24年9月16日
16年	村松マユミ	北村正敏	相澤光春	佐々木和夫	H25年9月27日
17年	岡見 健	新川 勉	渡辺治夫	磯部芳彦	H26年 9月5日
18年	春日清則	佐藤拓也	田中賢三	志村 昌	H27年 9月4日
19年	神崎 進	高畑幸夫	佐野英之	石井 卓	H28年10月7日
20年	葛籠貫京子	土屋義行	大谷新一郎	加藤伸一	H29年9月29日
21年	立脇孝二	霜島秀和	脇 洋一郎	中野正義	H30年9月28日
22年	井 寛明	川名貴之	杉岡芳樹	保田嘉雄	R1年9月6日
23年	高畑幸夫	能勢健一	久保田英男	辻 彰彦	R2年10月9日
24年	和田貴樹	松本 豊	田島 透	常磐重雄	R3年8月27日

年度別役員理事委員長名簿 (創立～9年度)

創立～1999

1999～2000

2000～2001

役員	会長	大矢鳳城	吉村保典	内田徳孝
	副会長	和田ヒロ子	村松訓子	遠藤正一
	会長エレクト	吉村保典	内田徳孝	和田ヒロ子
	幹事	北村正敏	岡見 健	春日清則
	会計	春日清則	石井 卓	井上房枝
	SAA	大川 隆	野上 元	森 正章
細則規定理事	直前会長		大矢鳳城	吉村保典
当選理事	親睦スマイル担当			
	親睦担当	阿部 洋	馬場義教	横山 毅
	職業奉仕担当	土屋義行	阿部 洋	石射忠夫
	社会奉仕担当	田村勝一	遠藤正一	山田幹男
	新世代奉仕担当			花上 滋
	青少年担当	菅沼浩一	斎藤悦史	
	国際奉仕担当	石井 卓	加藤進一郎	田口幸一
クラブ奉仕部門	クラブ奉仕委員長			
	規定委員長			
	ロータリー情報委員長	安村朝淑	大矢鳳城	吉村保典
	親睦・スマイル委員長			
	会員増強委員長	石射忠夫	山本善一	野上 元
	プログラム・出席委員長			
	出席・スマイル委員長			
	親睦委員長	阿部 洋	石射忠夫	横山 毅
	プログラム委員長	岡見 健	北村正敏	岡見 健
	プログラム・会員増強委員長			
	スマイル委員長		大橋行昌	北村正敏
	出席委員長	村松訓子	菅沼浩一	石井 卓
	職業分類委員長	山本善一	大川 隆	大矢辰典
	会員選考委員長	内田徳孝	安村朝淑	山縣泰造
	インターネット委員長			阿部 洋
	広報・会報委員長			菅沼浩一
	雑誌・年史編纂委員長			井上法永
	クラブ会報委員長		田村勝一	
	年史編纂委員長		村松訓子	
	広報委員長	遠藤正一	田口幸一	
雑誌委員長	山田幹男	村松マユミ		
会報・年史編纂委員長	堀江スミ子			
職業奉仕部門	職業奉仕委員長	土屋義行	阿部 洋	石射忠夫
社会奉仕部門	社会奉仕委員長	田村勝一	遠藤正一	山田幹男
	環境保全委員長		山田幹男	
新世代奉仕部門	新世代委員長			花上 滋
	青少年委員長	菅沼浩一	斎藤悦史	
国際奉仕部門	国際奉仕委員長	石井 卓	加藤進一郎	田口幸一
	ロータリー財団委員長	山縣泰造	和田ヒロ子	村松訓子
	米山奨学金委員長	田口幸一	土屋義行	大川 隆
	世界社会奉仕委員長		難波勝文	
特別任務	副幹事	岡見 健	春日清則	菅沼浩一
	副会計	望木光広	足立 進	加藤進一郎
	副SAA	田口幸一	井上房枝	土屋義行 村松マユミ
	チャーターナイト実行委員長	吉村保典		
	5周年記念事業実行委員長			
	ローターアクト調査研究会リーダー			
	10周年準備特別委員長			

年度別役員理事委員長名簿 (創立 10 年度～ 19 年度)

		2007～2008	2008～2009	2009～2010
役員	会長	北村正敏	森 正章	土屋義行
	副会長	神崎英男	松井郁夫	阿部 洋
	会長エレクト	森 正章	土屋義行	足立 進
	幹事	菅沼浩一	井 寛明	石井麗子
	会計	春日清則	安藤裕里	岩堀美子
	SAA	和田ヒロ子	大矢辰典	石射忠夫
	直前会長	石射忠夫	北村正敏	森 正章
当選理事	会員組織委員会担当	神崎英男	石黒亮爾	守屋孝則
	公共イメージ(クラブ広報)委員会担当	土屋義行	岩堀美子	大矢鳳城
	クラブ管理運営委員会担当	阿部 洋	岡見 健	新川 勉
	奉仕プロジェクト委員会担当	田口幸一	野上 元	田口幸一
	職業奉仕委員会担当	内田徳孝	吉村保典	白井欽一
会員組織委員会	委員長	斎藤悦史	石黒亮爾	守屋孝則
	副委員長	山田幹男	武藤元秀	武藤元秀
公共イメージ(クラブ広報)委員会	委員長	土屋義行	岩堀美子	大矢鳳城
	副委員長	石井 卓	田口幸一	青梅 厚
クラブ管理運営委員会	委員長	阿部 洋	岡見 健	新川 勉
	副委員長	立脇孝二	高澤孝一	井寛明・上野容子
奉仕プロジェクト委員会	委員長	田口幸一	野上 元	田口幸一
	副委員長	岩堀美子	花上 滋	八木 靖
職業奉仕委員会	委員長	内田徳孝	吉村保典	白井欽一
	副委員長	春日清則	北村正敏	立脇孝二
特別任務	第一副幹事	井 寛明	石井麗子	佐野達義
	第二副幹事	大矢辰典	田口幸一	
	副会計	橘川宏明	新川 勉	新川 勉
	スマイル会計	立脇孝二	山田幹男	
	副 SAA	村松マユミ	遠藤正一	高澤孝一
		岩堀美子	菅沼浩一 土屋義行	上野容子
	周年特別委員長	石黒亮爾 (10 周年)		
	IM 実行委員長			阿部 洋
	特別委員長			
長期ビジョン検討委員会				

2010～2011	2011～12	2012～13	2013～14	2014～15	2015～16	2016～17
足立 進	山田幹男	石井 卓	村松マユミ	岡見 健	春日清則	神崎 進
岡見 健	森 正章	田口幸一	守屋孝則	吉川 昭	井 寛明	土屋義行
山田幹男	石井 卓	村松マユミ	岡見 健	春日清則	神崎 進	葛籠貫京子
佐野達義	高澤孝一	八木 靖	北村正敏	新川 勉	佐藤拓也	高畑幸夫
新川 勉	新川 勉	石井麗子	石井麗子	石井麗子	新川 勉	新川 勉
田村勝一	葛籠貫京子	北村正敏	関原敏文	神崎 進	土屋義行	村松マユミ
土屋義行	足立 進	山田幹男	石井 卓	村松マユミ	岡見 健	春日清則
遠藤正一	関原敏文	柿岡守一	井上良一	佐藤拓也	関原敏文	松本 豊
八木 靖	上野容子	武藤元秀	佐野達義	高澤孝一	石井麗子	田羅間寿美子
吉村保典	井 寛明	立脇孝二	八木 靖	高畑幸夫	高畑幸夫	白井欽一
花上 滋	高畑幸夫	神崎 進	野中一秀	花上 滋	山口昌興	関原敏文
葛籠貫京子	春日清則	岩堀美子	高畑幸夫	柿岡守一	葛籠貫京子	佐藤拓也
遠藤正一	関原敏文	柿岡守一	井上良一	佐藤拓也	関原敏文	松本 豊
柿岡守一	岩堀美子	関原敏文	田口幸一	野中一秀	守屋孝則	柿岡守一
八木 靖	上野容子	武藤元秀	佐野達義	佐野達義	石井麗子	田羅間寿美子
高澤孝一	土屋義行	守屋孝則	足立 進	和田貴樹	武藤元秀	難波真奈美
吉村保典	井 寛明	立脇孝二	八木 靖	高澤孝一	高畑幸夫	白井欽一
阿部 洋・高畑幸夫	松井郁夫	白井欽一	立脇孝二	井 寛明	八木 靖	井 寛明
花上 滋	高畑幸夫	神崎 進	野中一秀	花上 滋	山口昌興	関原敏文
箕浦宏彦	井上良一	高畑幸夫	花上 滋	高畑幸夫	花上 滋	和田貴樹
葛籠貫京子	春日清則	岩堀美子	高畑幸夫	柿岡守一	葛籠貫京子	佐藤拓也
森 正章	田口幸一	井上良一	岸野義人	葛籠貫京子	三竹厚行	井上良一
高澤孝一	八木 靖	北村正敏	新川 勉	佐藤拓也	神崎 進	山口昌興
			佐藤拓也			
					石井麗子	佐野達義
石黒亮爾 土屋義行	和田ヒロ子 村松マユミ 岩堀美子	石黒亮爾	吉川 昭	石黒亮爾	柿岡守一	立脇孝二
		田口幸一 (15)				
			神崎 進 (特別)	川名宣之 (活性化)		
			川井 茂	川井 茂		
	クラブ活性化戦略室		委員長		北村正敏	岡見 健
			副委員長			北村正敏

年度別役員理事委員長名簿 (創立 20 年度～ 24 年度)

		2017～18	2018～19	2019～20	2020～21
役員	会長	葛籠貫京子	立脇孝二	井 寛明	高畑幸夫
	副会長	岡見 健	北村正敏	森 正章	神崎 進
	会長エレクト	立脇孝二	井 寛明	高畑幸夫	和田貴樹
	幹事	土屋義行	霜島秀和	川名貴之	能勢健一
	会計	新川 勉	新川 勉	新川 勉	新川 勉
	SAA	佐藤拓也	松本 豊	難波真奈美	佐藤新也
	直前会長	神崎 進	葛籠貫京子	立脇孝二	井 寛明
当選理事	会員組織委員会担当	北村正敏	佐藤新也	伊藤 一	森 志朗
	公共イメージ委員会担当	松本 豊	関原敏文	能勢健一	佐藤拓也
	クラブ管理運営委員会担当	白井欽一	和田貴樹	佐藤拓也	難波真奈美
	奉仕プロジェクト委員会担当	井 寛明	高澤孝一	和田貴樹	松本 豊
	職業奉仕委員会担当	山口昌興	高畑幸夫	三竹厚行	白井欽一
会員組織委員会	委員長	北村正敏	佐藤新也	伊藤 一	森 志朗
	副委員長	守屋孝則	守屋孝則	平良修一	伊藤 一
公共イメージ(クラブ広報)委員会	委員長	松本 豊	関原敏文	能勢健一	佐藤拓也
	副委員長	田羅間寿美子	伊藤 一	田口幸一	川名貴之
クラブ管理運営委員会	委員長	白井欽一	和田貴樹	佐藤拓也	難波真奈美
	副委員長	岸野義人	川名貴之	荻野洋一	荻野洋一
奉仕プロジェクト委員会	委員長	井 寛明	高澤孝一	和田貴樹	松本 豊
	副委員長	高澤孝一	足立 進	関原敏文	松澤修身
職業奉仕委員会	委員長	山口昌興	高畑幸夫	三竹厚行	白井欽一
	副委員長	関原敏文	春日清則	春日清則	春日清則
特別任務	第一副幹事	霜島秀和	川名貴之	能勢健一	松本 豊
	第二副幹事			森 志朗	新川 勉
	副会計				
	スマイル会計				
	副 SAA	井上良一	田羅間寿美子	立脇孝二 井上良一	森 正章 井上良一
	周年特別委員長	岡見 健 (20)			
	IM 実行委員長		北村正敏		
	特別委員長				
	長期ビジョン検討委員会				
クラブ活性化戦略室	委員長	立脇孝二	神崎 進		
	副委員長	岡見 健	春日清則		

年度別 2780 地区役員・委員 名簿

2001～02	2002～03	2003～04	2004～05	2005～06	2006～07
地区ガバナー 竹内万也	地区ガバナー 鹿島直麿	地区ガバナー 中西 功	地区ガバナー 松宮 剛	地区ガバナー 仲田昌弘	地区ガバナー 西田 隆
阿部 洋	和田ヒロ子	阿部 洋	大矢鳳城	村松訓子	阿部 洋
IT 委員	インターアクト委員	IT 委員	世界社会奉仕 (WCS) 委員長	米山奨学金増進委員	IT 委員
			阿部 洋		村松マユミ
			米山学友委員		財団奨学金・財団学友委員
			遠藤正一		大矢辰典
			広報委員		ライラ委員
2007～08	2008～09	2009～10	2010～11	2011～12	2012～13
地区ガバナー 小佐野圭三	地区ガバナー 山地裕昭	地区ガバナー 奥津光弘	地区ガバナー 後藤定毅	地区ガバナー 森 洋	地区ガバナー 菅原光志
大矢鳳城	石射忠夫	森 正章	大矢鳳城	足立 進	山田幹男
雑誌委員	財団増進委員	職業奉仕委員	地区副幹事	社会奉仕委員	財団奨学金・財団学友委員
石射忠夫			石井 卓		関原敏文
財団増進委員			雑誌委員		会員増強維持委員
			春日清則		
			財団増進委員		
			土屋義行		
			青少年交換委員		
2013～14	2014～15	2015～16	2016～17	2017～18	2018～19
地区ガバナー 相澤光春	地区ガバナー 渡辺治夫	地区ガバナー 田中賢三	地区ガバナー 佐野英之	地区ガバナー 大谷新一郎	地区ガバナー 脇 洋一郎
山田幹男	村松マユミ	岡見 健	石井 卓	神崎 進	神崎 進
財団奨学金・財団学友委員	財団奨学金・財団学友委員	財団増進委員	アシスタントガバナー	補助金関連委員	補助金関連委員
		佐野達義	岡見 健	村松マユミ	石井 卓
		青少年交換委員	財団増進委員	会員増強維持委員	社会奉仕委員
			石井 卓	石井 卓	難波真奈美
			国際奉仕・大会委員	国際奉仕・大会委員	公共イメージ委員
			春日清則	春日清則	
			公共イメージ委員	公共イメージ委員	

2019～20

2020～21

2021～22

2019～20	2020～21	2021～22			
地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー			
杉岡芳樹	久保田英男	田島 透			
石井 卓	石井 卓	石井 卓			
社会奉仕委員長	地区奉仕委員長	地区研修委員			
立脇孝二	難波真奈美	高畑幸夫			
国際奉仕委員	公共イメージ委員	地区ホームページ委員			
難波真奈美		難波真奈美			
公共イメージ委員		地区クラブ管理運営委員			
		能勢健一			
		デジタル化推進委員			
		新川 勉			
		ポリオプラス委員			

ロータリー世界平和フェローのカウンセラー 交換学生ホストファミリー 米山奨学生カウンセラー

1999.4～00.3	2002.4～03.3	2003.1～04.1	2005.4～06.3	2007.4～08.3
カウンセラー	カウンセラー	ホストファミリー	カウンセラー	カウンセラー
和田ヒロ子	井上法永	土屋義行家 大矢辰典家 和田ヒロ子家 米山美代子家	村松トキ子	村松マユミ
米山奨学生	米山奨学生	青少年交換プログラム (交換学生)	米山奨学生	米山奨学生
ソコロワ・アリーナ (ロシア)	劉志華(中国)	ナターシャ・サントス (ブラジル)	左芝慧(中国)	呉紅(中国)

2007.9～	2009.4～10.3	2012.4～13.3	2012.8～13.8	2015.7～16.6
カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	ホストファミリー	カウンセラー
土屋義行	上野容子	八木 靖	川名宣之家 石井卓家 山田幹男家 花上滋家	土屋義行
ロータリー世界平和 フェロー(英国留学)	米山奨学生	米山奨学生	青少年交換プログラム (交換学生)	米山奨学生
渡部はなこ <ブラッドフォード大学>	金 山月(中国)	エマニエル (コートジボワール)	ロムロ・フェルナンデス (ブラジル)	金 南紀(韓国)

2017.4～18.3	2019.5～21.3	2021.4～22.3		
カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー		
関原敏文	葛籠貫京子	井 寛明		
米山奨学生	米山奨学生	米山奨学生		
マハルジャン・サビン (ネパール)	劉 夢亭(中国)	シュレスタ・アユム (ネパール)		



1. ロータリー財団寄付の認証

ポール・ハリス・フェロー ※ 年次プログラム基金への寄付 (年次寄付)

現会員	足立 進	井 寛明	白井欣一	佐藤新也	佐藤拓也	難波真奈美	三竹厚行	守屋孝則
退会会員	石射忠夫	石井麗子	井上法永	柿岡守一	神崎英男	斎藤悦史	村松訓子	
現会員	山口昌興	和田貴樹						
退会会員								

※ 五十音順

マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

※ ロータリー財団年次寄付累計額が米貨 2,000-9,999 ドルとなった人

※ 1,000 ドル毎に PHF+1 から PHF+8 とする

現会員	北村正敏	森 正章	石井 卓	春日清則	土屋義行	武藤元秀	村松マユミ	岩堀美子
	PHF+3	PHF+3	PHF+2	PHF+2	PHF+2	PHF+2	PHF+2	PHF+1
退会会員	大矢辰典	阿部 洋	内田徳孝	遠藤正一	箕浦宏彦	吉村保典	和田ヒロ子	
	PHF+2	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	

現会員	岡見 健	神崎 進	新川 勉	関原敏文	高畑幸夫	田口幸一	葛籠貫京子	松本 豊
	PHF+1							
退会会員								

現会員	山田幹男							
	PHF+1							
退会会員								

※ PHF 順・同 PHF 五十音順

ベネファクター

※ ロータリー財団恒久基金へ米貨 1,000 ドル以上を無条件で寄付した人

現会員	石井 卓	岡見 健	神崎 進	土屋義行	山田幹男
	2 回	1 回	1 回	1 回	1 回
退会会員	吉村保典				
	1 回				

※ 回数順・同回数五十音順

2. ロータリー米山記念奨学会特別寄付金の表彰

米山功労者

- ※ 個人の特別寄付金累計額が10万円以上に達した人
 ・10万円毎に第1回から第9回とし、第2回以上は米山功労者マルチプル
 100万円(第10回)以上に達した人は米山功労者メジャードナーと呼ばれる

1回		2回		3回		4回	
現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員
井 寛明 井上良一 白井欽一 荻野洋一 佐藤新也 佐藤拓也 難波真奈美 花上 滋 武藤元秀 山口昌興 和田貴樹	大川 隆 大矢辰典 石井麗子 井上法永 加藤進一郎 柿岡守一 斎藤悦史 菅沼浩一 田羅間寿美子 野上 元 箕浦宏彦 村松訓子	足立 進 岩堀美子 岡見 健 神崎 進 新川 勉 関原敏文 高畑幸夫 葛籠貫京子 松本 豊 守屋孝則 山田幹男	阿部 洋 石射忠夫 神崎英男	春日清則 土屋義行 村松マユミ	遠藤正一 内田徳孝	北村正敏 森 正章	

5回		6回		8回		9回	
現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員
	和田ヒロ子	石井 卓		田口幸一			吉村保典

※ 五十音順

米山特別功労法人

- ※ 法人名義の特別寄付金累計額が100万円以上となった法人
 (100万円毎に第1回、第2回、・・・とする)

(株) 武相開発 (2回)

クラブ創立記念寄付

(1998年11月：10万円)

創立10周年記念寄付

(2008年4月：10万円)

米山奨学寄付金1千万円達成クラブ表彰

(2008年6月)

創立20周年記念寄付

(2018年4月：10万円)

職業分類一覧表

分類数 54 充填 70%
未充填 30%

職業分類	会員名	事業所名
------	-----	------

商業関係

洋紙卸売業		
果物販売業	井上良一	(有) F.S.Inoue
O A 機器販売業		
ガス販売業	佐藤拓也	(有) タイガープロパン
自動車販売業	葛籠貫京子	(株) ホンダカーズ厚木
畜産業	白井欽一	(有) 白井農産
肉小売業	田口幸一	(株) 肉の田口
衣料品製造販売業	岩堀美子	(株) ティ・アンド・ワイ・スズキ
養豚畜産	山口昌興	(有) 山口養豚場

工業関係

自動車販売整備業	立脇孝二	(株) 立脇自動車
看板業	岸野義人	(株) ジャパンアート
機械設備業		
石材業		
精密機械部品製造業		
精密機械製造業		

医療・サービス業関係

医療福祉サービス業	伊藤一	(株) イノベーションオブメディカルサービス
印刷業	井寛明	(株) アイワ
都市ホテル業	岡見健	厚木アーバンホテル
総合病院		
写真映像業	北村正敏	(株) スタジオ 246
フードサービス業	荻野洋一	(株) アツギフードサービス
建築コンサルタント業		
警備業	佐藤新也	共和サービス警備保障 (株)
倉庫業		
倉庫運送業	川名貴之	(株) 芙蓉
総合花サービス業	土屋義行	(株) 厚木花環センター
運送業		

職業分類一覧表

職業分類	会員名	事業所名
------	-----	------

金融・保険関係

損害保険代理業	春日清則	(株)カスガ
保険代理業	足立進	(有)足立保険サービス

建設・開発関係

リフォーム業	関原敏文	(株)セキトウェブ
設計事務所		
一般建築業	神崎進	(有)神崎工務店
管工事業	松澤修身	(株)新日本工業
不動産管理業	武藤元秀	(有)武藤商事
ビル経営業	石井卓	アイエスト芝公園
ビルメンテナンス業	守屋孝則	(株)モリサービス
不動産取引業	山田幹男	(有)厚英開発
総合土木業	関野耕正	(株)関野工務店
造園土木業	難波真奈美	難波造園(株)
内装業	森志朗	(株)松陰
総合建築業	松本豊	サンハウス(株)
不動産業(建設・開発)	能勢健一	(株)プラスホーム
建設管理業		
アルミサッシ販売業		
造園・土木業	高畑幸夫	(有)高畑造園土木

専門職・教育関係

司法書士	花上滋	司法書士 花上滋事務所
社会保険労務士	村松マユミ	社会保険労務士 村松事務所
行政書士	森正章	行政書士 森正章事務所
税理士	新川勉	新川勉税理士事務所
土地家屋調査士		
弁理士		
弁護士	三竹厚行	三竹法律事務所
幼稚園	和田貴樹	(学)厚木和田学園
医者		

会務分担表

役員

会 長	和田 貴 樹
副 会 長	北 村 正 敏
会長エレクト	新 川 勉
直 前 会 長	高 畑 幸 夫
幹 事	松 本 豊
会 計	森 志 朗
S A A	井 寛 明

理事

和田 貴 樹 (会長)
北 村 正 敏 (副会長)
新 川 勉 (会長エレクト)
高 畑 幸 夫 (直前会長)
守 屋 孝 則
伊 藤 一
荻 野 洋 一
山 口 昌 興
春 日 清 則
松 本 豊
井 寛 明

※ 理事会は上記理事 11 名及び議事録作成人（副幹事）の 12 名で構成する。
また、SAA は随時召集できるものとする。

副 幹 事	佐 藤 新 也
副 S A A	松 澤 修 身 森 正 章

会務分担表

<会員組織委員会>

担当理事 守屋 孝 則

委員 長 守屋 孝 則

副委員 長 森 志 朗

難波真奈美

石 井 卓

松 澤 修身

武 藤 元 秀

北 村 正 敏

山 田 幹 男

<クラブ管理運営委員会>

担当理事 荻野 洋 一

委員 長 荻野 洋 一

副委員 長 能 勢 健 一

足 立 進

関 野 耕 正

佐 藤 拓 也

井 上 良 一

<公共イメージ委員会>

担当理事 伊 藤 一

委員 長 伊 藤 一

副委員 長 佐 藤 新 也

岩 堀 美 子

土 屋 義 行

村 松 マ ヲ ミ

岸 野 義 人

田 口 幸 一

<奉仕プロジェクト委員会>

担当理事 山 口 昌 興

委員 長 山 口 昌 興

副委員 長 川 名 貴 之

高 畑 幸 夫

新 川 勉

三 竹 厚 行

関 原 敏 文

神 崎 進

森 正 章

<職業奉仕委員会>

担当理事 春 日 清 則

委員 長 春 日 清 則

副委員 長 立 脇 浩 二

白 井 欽 一

岡 見 健

葛 籠 貫 京 子

花 上 滋

会 長 方 針

会 長 和 田 貴 樹



2021-2022 年度 テーマ

「厄災禍におけるクラブ活性化を考えよう。」

前年度後半からの COVID - 19 の災禍は今年度も収まらず、我がクラブの活動はもとより、世界中のロータリーの奉仕活動が多大な影響をうけている。このような状況を鑑み今年度の我がクラブの活動においても、その影響を考慮のうえ検討せざるを得ない。我々ロータリアンは外部への奉仕活動「出でて奉仕せよ。」を、その活動のメインテーマとして掲げるべきであるが、多人数での会合の自粛・ソーシャルディスタンスの徹底・3密の回避など新しい社会様式を求められ手探りの奉仕活動とならざるをえない。このような状況下、今年度の活動は将来の奉仕活動の充実に備えるため、「入りて学ぶ。」年度にすべきと考え、活動が制限されるなか、今後のクラブ発展のために長期ビジョンの検討、クラブ活性化戦略の検討、組織防衛の為の会員増強・維持など更なるクラブの充実に尽力していく。

<活動内容>

1. この2年間入会者がおらず、退会者及び心ならずも御逝去された会員が複数おられる。総会員数が1割減少している事を直視し会員増強に注力する。また会員の平均年齢が60歳を超えていることから特に若手会員の増強を心掛ける。
2. 例会参加や奉仕活動を通し、見聞を深め更なる会員の資質の向上を目指す。
3. 委員会活動の充実を図る。ロータリークラブの活動の基本は委員会活動の活性化にあると考える。担当理事の方には積極的な委員会開催と意見発信をお願いしたい。そして今年度の委員会において検討した方向性を、今後のクラブの長期ビジョンに結びつくような活動を期待する。
4. 今年度の奉仕事業を次年度も継続して支援する。
5. クラブ活性化のために必要な活動を議論する場を設ける。

幹 事 計 画

幹 事 松 本 豊

副幹事 佐藤新也



会長方針に示された、我がクラブの将来に繋がる活動を理解し実現するために努力する。今年度の我がクラブの活動は、外部への奉仕活動が大変厳しい年度となる事が想定される。新しい社会様式が求められるなか、ロータリークラブの社会に奉仕する活動の基本を理解したうえで、今後のクラブの充実につながる活動をサポートする。

<活動内容>

1. 会長方針の実現のために努力する。
2. 厳しい社会状況のなか、柔軟性があり無駄のないクラブ運営に注力する。
3. 各委員会の活動充実のため連携を図り合理的な例会運営に努力する。
4. 会員が努力した例会行事や親睦活動が実現できるために、情報把握につとめ理事役員会を円滑に運営する。
5. 幹事としてロータリアンの基本を理解し、事務局と協力し 25 周年に向けてクラブの活性化に尽力する。



働けよう みんなの人生を豊かにするために

会 場 監 督

(S e r g e a n t - A t - A r m s)

S A A	井 寛明
副 SAA	松澤 修身
	森 正章

方針

和田会長方針の下、COVID - 19 感染防止対策を徹底し、安全かつ有意義な例会運営に努める。

< 活動内容 >

1. ソーシャルディスタンスの徹底・3密の回避に気をくばる。
2. 私語の防止し、品格ある例会の運営を心掛ける。
3. ZOOM 例会やハイブリット例会等の運営をスムーズに進行する。
4. ゲスト・ビジターがもう一度訪問したくなるよう、メンバーが一丸となって暖かな歓迎の仕方・雰囲気づくりができるよう努める。



ク ラ ブ 会 計

会 計 森 志 朗

方針

クラブ会計は正確な会計処理に基づき、会長・幹事・理事会が、クラブの財政を的確に把握できるように、明快で厳正な会計処理を行う。

<活動内容>

1. 次年度予算の作成及び7月1日より12月31日の前期、1月1日より6月30日の後期に係る財務管理を行う。
2. 財政状況については、必要ある場合その都度理事会に報告する。
3. 会計処理はすべて細則第9条に基づき行う。
4. 上半期終了後並びに年度末決算の会計報告を例会にて行う。



夢仕しよう みんなの人生を豊かにするために

会員組織委員会

委員長 守屋孝則
副委員長 森 志朗

難波真奈美
石井 卓
松澤修身
武藤元秀

会員選考担当 北村正敏
職業分類担当 山田幹男

方針

現在、コロナ禍で会員同士が直接会うことが困難な状況ではあるが、当会員組織委員会ではオンラインを活用し、会員同士の親睦を計りながら居心地の良いクラブ運営に努める。

<活動内容>

1. 会員相互のコミュニケーションを広げる活動を推進していく。
2. 今後のロータリークラブの活動方法を模索しながら、会員の増強に努める。



クラブ管理運営委員会

委員長 荻野洋一
副委員長 能勢健一

足立 進
関野耕正
佐藤拓也
井上良一

方針

ZOOM 例会が増えることを鑑み、ZOOM 例会に於いて出席率向上を目指し、
会員相互の絆をより一層強めていきたい。
また、記録として残る週報の内容の充実に努める。

<活動内容>

1. ZOOM での例会開催による、会員の出席率低下を改善するための方策を検討する。
2. 週報・HP の編集工程を見直し充実した内容発信をめざす。
3. 入会 3 年未満の新会員のために“新会員セミナー”を設営し会員相互の親睦を図る。
4. 例会がリモート、ハイブリット開催時において ZOOM 担当としてスムーズな例会運営に努める。



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

公共イメージ委員会

委員長 伊藤 一
副委員長 佐藤 新也

岩堀美子
土屋義行
村松マユミ
岸野義人
田口幸一

方針

ロータリークラブの存在を、一般市民に理解いただくための活動に重点を置く。ロータリアンの魅力、認知度の向上を目指し、結果として会員増強につながるよう努力する。

<活動内容>

1. 地域社会のニーズに取り組む活動、またはニュースで大きく話題となっている事柄を企画し「ロータリーの友」への掲載を図る。
2. 地域メディアの活用や市の広報へ働きかけ、クラブのプロジェクトや活動について地域の方々に向けて発信し、認知度の向上に努める。
3. 「ロータリーの友」の記事内容について、各月例会において紹介する。



奉仕プロジェクト委員会

委員長 山口昌興
副委員長 川名貴之

高畑幸夫
新川勉
三竹厚行
関原敏文
神崎進
森正章

方針

奉仕プロジェクト委員会は会員相互の親睦を深め、クラブの定款第6条にある、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施する。コロナ禍で活動が出来る奉仕活動を計画し実践していく。

<活動内容>

1. 国際奉仕プロジェクトについて、コロナ禍において可能な活動を引続き目指す。
2. 社会に貢献する奉仕プロジェクトを計画立案のうえ実行する。
3. 青少年の健全な成長に寄与するプロジェクト活動を計画し実行する。



職業奉仕委員会

委員長 春日清則
副委員長 立脇浩二

臼井欽一
岡見 健
葛籠貫京子
花上 滋

方針

クラブ活動の充実化を目指して、会員外の異業種の方の卓話例会も含め、卓話例会の充実を図るとともに、本クラブの各委員会と連携をとり親睦を深める。

<活動内容>

1. 卓話例会に当クラブにない業種を設け、情報交換の場を目指す。
2. ロータリー財団寄付、米山奨学金寄付への理解と推進に努める。



夢仕しよう みんなの人生を豊かにするために



収支予算書

一般会計収支予算書

<収入の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
前年度繰越金	2,500,000	2,500,000	0	
年 会 費	9,282,000	9,282,000	0	119,000 円× 38 人× 2 回 119,000 円× 2 人
来 客 会 費	120,000	120,000	0	3,000 円× 40 人
入 会 金	100,000	100,000	0	50,000 × 2 人
スマイルより	500,000	500,000	0	
雑 収 入	100	2,000	-1,900	利息
収 入 合 計	12,502,100	12,504,000	-1,900	

<支出の部 1 > 委員会費

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
会長幹事担当活動費	570,000	300,000	270,000	※ 1
会員組織委員会	520,000	470,000	50,000	※ 2
公共イメージ委員会	100,000	270,000	-170,000	※ 3
クラブ管理運営委員会	70,000	70,000	0	
奉仕プロジェクト委員会	320,000	420,000	-100,000	※ 4
職業奉仕委員会	80,000	100,000	-20,000	
会計・スマイル	5,000	5,000	0	
会 場 監 督	20,000	10,000	10,000	
合 計	1,685,000	1,645,000	40,000	

※ 1 (公開例会) 220,000 円+ (少年野球メダル) 100,000 円+ (柔道大会協賛金) 40,000 円
+ (ソフトボール協賛金) 60,000 円+ (次年度幹事お花見) 50,000 円+ (その他) 100,000 円

※ 2 (残暑納涼大会) 100,000 円+ (忘年例会) 150,000 円+ (CN 記念例会) 100,000 円
+ (年度末親睦例会) 150,000 円+ (委員会費) 20,000 円

※ 3 (メディア対策費) 80,000 円+ (委員会費) 20,000 円

※ 4 (国際奉仕) 250,000 円+ (青少年事業) 50,000 円+ (委員会費) 20,000 円

収支予算書

<支出の部 2> 会務運営費

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要	
例会食費	3,009,600	3,326,400	-474,800	2,200円×40人×38回×90%	
来客食費	88,000	88,000	0	2,200円×40人	
会場利用料	132,000	132,000	0	11,000円×12ヶ月	
事務委託費	1,300,000	1,300,000	0		
図書及び印刷費	840,000	947,000	-107,000	年度計画書+会報	※5
通信費	150,000	150,000	0	レンタルサーバー、HP管理	※6
理事会費	40,000	40,000	0		
次年度理事会費	30,000	30,000	0		
慶弔費	50,000	50,000	0		
交際費	150,000	150,000	0		
地区大会費	40,000	40,000	0		
地区協議会費	50,000	50,000	0		
贈答費	240,000	258,000	-18,000	会員及び配偶者誕生日プレゼント	
消耗品費	30,000	30,000	0	含文具備品	
事務局記帳代行	60,000	60,000	0		※7
雑費	20,000	20,000	0		
合 計	6,229,600	6,671,400	-441,800		

※5 (会報) 357,000円 + (年度計画書) 450,000円 + (その他) 40,000円

※6 HP管理、レンタルサーバー等

※7 記帳代行委員会活動費より移動

収支予算書

一般会計収支予算書

<支出の部 3> 分担金関係

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
R I 分担金	296,780	287,280	9,500	\$71 × 38 人 × 110 円
比例人頭分担金	7,920	7,776	144	\$6 × 2 人 × 6 ヶ月 × 110 円
ポリオ・プラス寄付	176,000	160,000	16,000	\$40 × 40 人 × 110 円
ザ・ロータリアン誌費	105,600	105,600	0	220 円 × 40 人 × 12 ヶ月
米山奨学金寄付	200,000	200,000	0	2,500 円 × 40 人 × 2 回
地区資金分担金	628,000	360,000	268,000	15,700 円 × 40 人
地区事業費	232,000	120,000	112,000	5,800 円 × 40 人
地区大会分担金	320,000	320,000	0	8,000 円 × 40 人
地区協議会分担金	80,000	80,000	0	8,000 円 × 10 人
青少交換留学生負担金	0	0	0	今年度負担なし
I . M 分担金	320,000	320,000	0	8,000 円 × 40 人
地区セミナー・PETS費	50,000	50,000	0	参加費
会長幹事会費	200,000	200,000	0	10,000 円 × 2 人 × 10 回
次年度会長幹事会	40,000	40,000	0	10,000 × 2 人 × 2 回
分担金関係支出合計	2,656,300	2,250,656	405,644	

	本年度予算	前年度予算案	本年度予算との差額	摘 要
支出の部 1	1,685,000	1,645,000	-40,000	
支出の部 2	6,229,600	6,671,400	441,800	
支出の部 3	2,656,300	2,250,656	-405,644	
予 備 費	1,931,200	1,936,944	5,744	
支 出 合 計	12,502,100	12,504,000	1,900	

	本年度予算	前年度予算案	本年度予算との差額	摘 要
収入の部合計	12,502,100	12,504,000	1,900	

収支予算書

スマイル会計

<収入の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
前年度繰越	700,000	1,000,000	-300,000	
スマイル	900,000	900,000	0	
雑収入	0	0	0	利息
合 計	1,600,000	1,900,000	-300,000	

<支出の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
一般会計へ	500,000	500,000	0	
事業特別基金	700,000	700,000	0	
予備費	400,000	700,000	-300,000	
合 計	1,600,000	1,900,000	-300,000	

事業特別会計

<収入の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
前年度繰越金	2,185,000	1,485,000	700,000	
スマイルより	700,000	700,000	0	
雑収入	0	0	0	利息
合 計	2,885,000	2,185,000	700,000	

<支出の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
事業特別費	0	0	0	
予備費	0	0	0	
次年度繰越金	2,885,000	2,185,000	700,000	
合 計	2,885,000	2,185,000	700,000	

収支予算書

地区補助金特別会計

<収入の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
前年度繰越金	0	0	0	
地区補助金	0	403,812	-403,812	\$3,739 × 108 円
一般会計より	0	100,000	-100,000	
雑収入	0	50	-50	利 息 他
合 計	0	503,812	-503,812	

<支出の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
補助金事業	0	503,812	-503,812	ラオス支援
次年度繰越金	0	0	0	
合 計	0	503,812	-503,812	





厚木県中央ロータリークラブ
＝ 定 款 ＝

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細則： 本クラブの細則
3. 理事： 本クラブの理事会メンバー
4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI： 国際ロータリー
6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。(該当する場合)
7. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、厚木県中央ロータリークラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。
厚木市、海老名市、愛川町、清川村

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を
実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進す
ること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取
るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はす
べて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践して
いくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、
事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが
開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の
質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々
を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の
人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平
和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロ
ジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに
若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節、第12条、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができ
る。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは
少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第8条 会合

第1節 一 例会。[本節の規定への例外は第7条を参照のこと]

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かな
なければならない。例会は、直接顔を合わせるか、オンラインでの例会、またはこれらの方法では例
会に出席できない会員のために、オンラインでつながる方法を利用できる。あるいは毎週、もしくは
前もって定められた週にクラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって例会を開
くものとする。ウェブサイト上で開く場合、会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日
をもって開かれるとみなされるものとする。
- (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日
までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 一年次総会。

役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第3節 理事会の会合。

理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべきである。この議事録は当該会合後60日以内に全会員が入手できるようにすべきである。

第9条 会員身分に関する規定の例外

本定款の第10条第2節と4～8節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

第10条 会員身分 [本条の第2節および4～8節への例外は第9条を参照のこと]

第1節 一般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

第3節 正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 二重会員。同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

第5節 名誉会員。

(a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典。名誉会員は、会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席ことができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第6節 一 公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第7節 一 RIの職員。本クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

第11条 職業分類

第1節 一 一般規定。

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 一 制限。

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、またはローターアクトあるいはRI理事会によって定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第12条 出席 [本条の規定への例外は第7条を参照のこと]

第1節 一 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
 - (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
 - (2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、

- (3) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI 理事会または RI 理事会を代行する RI 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。
会員が 14 日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節 (a) 項の (3) に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) RI の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (4) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 2 節 — 転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親となることにより 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 — RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席の記録。本条第3節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節 (b) または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第13条 理事および役員および委員会

第1節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第15条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長を役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督も役員であるが、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 — 役員選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

(c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節— 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- クラブ管理運営
 - 会員増強
 - クラブ広報
 - ロータリー財団
 - 奉仕プロジェクト
- 必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第14条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第15条 会員身分の存続

第1節— 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節— 自動的終結。

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、
- (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
 - (2) 理事会は、本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節 (a) 項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。

- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第11条第2節に適っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 — 終結 — 欠席。[本節の規定への例外は第7条を参照のこと]

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。
会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。
- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第12条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 — 他の原因による終結。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2を下回らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第10条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴がれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第19条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第19条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 — 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、

- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合、
理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし90日間以内）と追加条件に従い、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、第15条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席義務を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が過ぎる前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第16条 地域社会、国家、および国際問題

- 第1節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓発となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。
- 第2節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。
- 第3節 — 政治的テーマの禁止。
 - (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
 - (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。
- 第4節 — ロータリアの発祥を記念して。ロータリアの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリアの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第17条 ロータリアの雑誌

- 第1節 — 購読義務。RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリア地域雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌または理事会が承認し、そのクラブに指定したロータリア雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。
- 第2節 — 購読料。購読料は、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

第18条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第19条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反。理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起り、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限。調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 — 調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

- (a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第20条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

第21条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

第22条 改正

第1節 — 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 — 第2条と第4条の改正。定款の第2条（名称）および第4条（クラブの所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。



厚木県央ロータリークラブ

= 細 則 =

第 1 条	理事および役員選挙
第 2 条	理 事 会
第 3 条	役 員
第 4 条	会 合
第 5 条	入会金、会費および負担金
第 6 条	採決の方法
第 7 条	委 員 会
第 8 条	出席義務規定の免除
第 9 条	財 務
第 10 条	会員選挙の方法
第 11 条	決 議
第 12 条	議事の順序
第 13 条	改 正

第 1 条 理事および役員選挙

第 1 節 候補者の指名

- (1) 年次総会の 1 カ月前の例会において、議長は本クラブ内規によって定められた指名委員会に対し次々年度会長候補者及び、次年度理事候補者の指名を求めなければならない。理事候補者は 5 名以内とする。
- (2) 年次総会の 1 カ月前の例会において、議長は会長エレクトに対して、次年度副会長、次年度幹事、次年度会計候補者の指名を求めなければならない。

第 2 節 選挙方法

- (1) 指名委員会および会長エレクトより指名をうけた候補者は、年次総会において投票に付せられ、各々投票の過半数を獲得した候補者がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙の後の次の 7 月 1 日に始まる年度に、会長 エレクトとなり、理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の 7 月 1 日に、会長に就任するものとする。

(2) 候補者の数が投票に付される役員および理事の定数を越えない場合は、口頭による採決をもって、これに代えることができるものとする。

第3節 次年度理事会

(1) 会長エレクトは、選挙された役員および理事に本年度会長を加えて次年度理事会を構成するものとする。

(2) 会長エレクトは、選挙後1週間以内に次年度理事会を開催して、クラブ会員の中から次年度会場監督を務める者を選任しなければならない。

第4節 欠員の補充

(1) 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

(2) 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする

第2条 理事会

第1節 理事会の構成

本クラブの管理主体は本クラブの11名以内の会員より成る理事会とする。理事会は会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、他5名以内の理事で構成されるものとする。

第2節 議決権

会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事および会計は理事に就任し、他5名以内の理事とともに議決権を有する。

第3条 役員

第1節 役員の構成

本クラブの執行主体は7名の役員とする。役員は会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督(SAA)とする。

第2節 会長の任務

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第3節 会長エレクトの任務

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第4節 副会長の任務

会長不在の場合には本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第5節 幹事の任務

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第6節 会計の任務

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たって会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督の任務

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第8節 特別任務

会長は理事会の承認を得て、本条第3節から第7節に掲げる役員の任務に加え、当該年度の特別任務を定めることができる。

第4条 会 合

第1節 年次総会

- (1) 本クラブの年次総会は毎年12月に開催される。この年次総会において、次々年度会長の選挙および、次年度会長を除く次年度役員および理事の選挙を行う。
- (2) 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第2節 例 会

- (1) 本クラブの例会は金曜日12時30分に月2回以上開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または、例会の取消はすべてクラブの全会員に通告されなければならない。本クラブの会員は、名誉会員(またはクラブ定款第12条第3節(b)または第4節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくはクラブ定款第12条第1節または2節の規定によるものでなければならない。
- (2) 会員総数の3分の1をもって本クラブの例会の定足数とする。

第3節 理事会

- (1) 定例理事会は毎月開催されるものとする。
- (2) 臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。
- (3) 第2条2節の議決権を有する理事会構成メンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金、会費および負担金

第1節 入会金

入会金は50,000円とし、入会承認後、速やかに納入されるべきものとする。なお、入会金の納入をもって承認の効力が発するものとする。

第2節 会 費

会費は年額238,000円とし、各半年ごとの各支払額のうち米貨6ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入されるべきものとする。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第7条 委員会

第1節 委員会の設置

(1) 会長は理事会の承認の下に次の常設委員会を設置しなければならない。

会員組織委員会

この委員会は、会員へのロータリー情報の提供、会員間の親睦に関する活動に責任を持ち、会員の増強と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施する。

公共イメージ委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施する。

クラブ管理運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施する。

奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施する。

職業奉仕委員会

この委員会は、ロータリーの職業奉仕理念に基づく職業倫理に関する活動に責任を持つ。また、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団、ロータリー米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施する。

(2) それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の活動について理事会に報告するものとする。

(3) 会長は理事会の承認の下に常設委員会に対して上記以外の特別任務を付託することができる。

(4) 会長は理事会の承認の下に必要な応じて特別委員会を設けることができる。

(5) 会長は理事会の承認の下に、各委員会に付託された職務を、当該委員会を中心とした当クラブ全体の活動とすることができる。

- (6) 会長は、職権上全委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (7) 各委員会は本細則によって付託された職務および会長または理事会に付託される事項を処理すべきものとする。
- (8) 各委員会の活動に継続性を持たせるために、原則として1名または数名の委員が同一の委員会に再任されるかまたは2カ年以上の任期をもって任命されることが望ましい。

第8条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但しクラブ定款第12条第3節(b)または第4節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第9条 財 務

第1節 資金の預託

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第2節 会計処理

- (1) 入金 は 幹事 および 会計 が 署名 した 入金 伝票 に 基づいて 処理 され なければ ならない。
- (2) 出金 は 幹事 および 会計 が 署名 した 出金 伝票 に 基づいて、 会計 が 押印 した 小切手 または 振込 を もって 処理 され なければ ならない。
- (3) 本細則に定めるほか、出金の方法、予算・決算の方法、支出が費目別の限度額を超過する事態が予測される場合の処理方法、スマイル会計・事業特別会計の方法、会員がロータリーの諸会合に出席する場合のクラブ負担については本クラブ内規に定める。

第3節 監査

本クラブすべての会計事務については毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。但し、理事会は有資格者に代えて会員の中から監査を行う者(二名)を指名することができる。

第4節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日から翌年6月30日に至る1年とし、会費の徴収はこれを7月1日から12月31日に至る前期および1月1日から6月30日に至る後期に分け、それぞれ毎年7月1日および1月1日に行われるものとする。分担金の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第5節 予算

各会計年度が始まる迄に、理事会はその年度の収支予算案を作成し、または作成させなければならない。その予算案は、理事会において承認された後に、各費目ごとに支出の限度額となる。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第10条 会員選挙の方法

第1節 正会員

- (1) 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、所定の新会員推薦書によって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。
- (2) 会員組織委員会は、幹事の指示の下、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地および、人格、職業上および社会的見地からその適格性を調査し理事会に報告する。但し当クラブの元会員については調査を省略できる。
- (3) 理事会は、被推薦者がRI定款第5条2節ならびにクラブ定款第10条に定める会員資格条件、クラブ定款第11条第2節に定める職業分類上の制限、クラブ内規第9条第1節に定める必要条件をすべて満たしていることを確認した後、新会員推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて推薦者に通知しなければならない。
- (4) 理事会がこれを承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について推薦者および会員組織委員会委員から説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。なお、この時点で初めて被推薦者に対して被推薦者として例会へのゲスト出席を要請することができるものとする。

- (5) 候補者が承諾した場合、速やかに本人の氏名、職業分類その他、必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に郵送されなければならない。
- (6) 告知書が発送されて7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合、被推薦者は、本細則第5条に定める入会金および会費を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。
- (7) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、直後の定例理事会または臨時の理事会において採択に付されるものとする。この採択において、全員の賛成が得られた場合は、被推薦者は本細則第5条に定める入会金および会費を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。
- (8) このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、その決定をRIに報告しなければならない。会員組織委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を2名指名し、発表するものとする。
- (9) 会員候補者の資格要件、推薦者の資格要件、告知書の記載事項、その他必要事項を本クラブ内規に定める。

第2節 名誉会員

- (1) 名誉会員に推薦された候補者の氏名は、所定の会員推薦申込書によって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出される。
- (2) 理事会はこれを審査し、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。
- (3) 理事会がこれを承認した場合は、候補者に入会申込書の提出を求め、本人の氏名をクラブに発表することについての承諾を求める。
- (4) 候補者が承諾した場合、本人の氏名その他必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に郵送される。
- (5) 告知書が発送されて7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、直ちに会員に選ばれたものとみなされる。
- (6) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は定例または臨時の理事会においてこれを審議し、当該会員候補者について採決を行う。この理事会の採決において、出席理事会メンバーの全員の賛成が得られた場合は、直ちに会員に選ばれたものとみなされる。
- (7) 幹事は当該会員に対して会員証を発行すると共に、その氏名をRI事務総長に報告する。また、当該会員は、クラブ例会において、新会員として正式に紹介される。

第 11 条 決 議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 12 条 議事の順序

開 会
点 鐘
四つのテスト唱和
ロータリーソング斉唱
ゲスト・ビジター紹介
(食事)
会長タイム
幹事報告
(理事会報告)
委員会報告
(ロータリーの友紹介)
(お祝い行事)
スマイル発表
例会プログラム
出席報告
点 鐘
閉 会

第 13 条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない

注：本細則は、クラブ定款または国際ロータリーの定款、細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を RI 事務総長に提出して RI 理事会の審議を乞わなければならない。

(2018 年 3 月 16 日改定)

<参考資料>

RI 定款 第 5 条第 2 節 - クラブの構成

(a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

上記に加え、以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

(b) 各クラブは、一事業、一専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたローターアクターまたはロータリー学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

(c) RI 細則は、ロータリークラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

(d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブは、RI 理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。



厚木県央ロータリークラブ

= 内 規 =

第 1 条	目 的
第 2 条	指名委員会の構成
第 3 条	役員および理事
第 4 条	例 会
第 5 条	理事会の開催
第 6 条	財 務
第 7 条	出席免除・出席義務規定の免除
第 8 条	財 務
第 9 条	会員選挙の方法
第 10 条	決 議
第 11 条	雑 則
第 12 条	改 正

第 1 条 目 的

本クラブは、定款及び細則を円滑に運営するために、別に厚木県央ロータリークラブ内規を定める。

第 2 条 指名委員会の構成（細則第 1 条第 1 節補足）

第 1 節

1. 指名委員会は会長・会長エレクト・前 3 代の会長の合計 5 名をもって構成する。但し、前 3 代の会長に欠員がある場合は、順次遡ってその定数まで選出するが、それでも定数に満たない場合は会員の中から会長が指名するものとする。
2. 指名委員会の委員長は会長が務める。

第2節

次々年度会長の指名は、委員長が推薦した候補者について協議の上決定する。

第3節

指名委員会は、年次総会1ヶ月前の例会において、次々年度会長と次年度理事5名以内を選出する為に議長の通告をもって開催され、年次総会による次々年度会長、次年度理事5名以内の選挙によりその任務を終了する。

第3条 役員および理事（細則第2条、3条補足）

第1節 役員

本クラブの役員は次の通りとする。

会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督の7名とする。

第2節 理事

本クラブの理事は次の通りとする。

会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事および会計とその他5名以内の理事とする。

第3節 理事会メンバー

本クラブの理事会メンバーは次の通りとする。

第2節の理事とする。なお、理事会は必要に応じて、理事会メンバー以外の会員または、会員以外のオブザーバ出席を要請することができる。

第4条 例会（細則第4条第2節補足）

第1節

例会日が法定休日に当たる場合は、理事会の議を経て例会を取りやめることが出来る。

第2節

12月31日、1月2日および3日は法定休日に当たらないので、例会を取りやめるには、定款第8条第1節第C項を適用しなければならない。

第5条 理事会の開催（細則第4条第3節補足）

第1節

定例理事会の主たる議題は、担当理事より一週間前迄に幹事に文書により報告しなければならない。

第2節

定例理事会の召集は、主たる議題を記載した文書による予告をもって行う。

第3節

臨時理事会の召集は、主たる議題を記載した文書による予告を原則とするが、緊急の場合は電話または口頭で主たる議題を告知し、召集することができる。

第4節

万やむを得ない緊急の議事については、電話または口頭で議決を得ることが出来るが後日正規の手続きを経て召集された理事会で、改めて追認を得なければならない。

第5節

本条において、ファクシミリによる文書、および電子メールによる文書は、文書として扱われるものとする。

第 6 条 財務 (細則第 5 条第 2 節、3 節補足)

第 1 節

細則第 5 条第 2 節に掲げる会費の内訳は次の通りである。

(1) 会 費

(2) RI および地区分担金

人頭分担金、地区資金、地区活動資金、地区大会分担金、ガバナー月信、ロータリーの友、GSE 分担金、規定審議会分担金

(3) 個人別分担金

ロータリー米山奨学金普通寄付

(4) 食 費

第 2 節

7 月 1 日または 1 月 1 日より始まる半期の途中で入会した場合は、入会した月初より計算した第 1 節の会費等を徴収する。

第 7 条 出席免除・出席義務規定の免除 (定款第 12 条第 3 節、細則第 8 条補足)

第 1 節

定款第 12 条第 3 節による出席免除は、理事会の承認の後に適用される。

第 2 節

定款第 12 条第 3 節 (a) による出席免除の場合は欠席と記録される。定款第 12 条第 3 節 (b) による出席免除の場合はその出欠を問わず、出席率計算の際の会員数には算入しない。従って、この規定の適用を受けた会員は、連続出欠表彰規定から除外されるものとする。

第8条 財務(細則第9条補足)

第1節

委員会費の出金は1担当理事(または委員長)、2幹事、3会計の署名が、その他の出金は1会長、2幹事、3会計の署名が必要である。

第2節

- (1) 予算および決算は理事会で承認を受けた後、本クラブ会員に報告する。
- (2) 予算および決算の報告は、原則として7月中に行うものとする。

第3節

- (1) 支出が、予算にて定められた費目別の限度額を超過する事態が予測される場合は、理事会の議を経て、予備費から支出することができる。
- (2) 支出が、予算に定められた費目別の限度額を大幅に超過する事態が予測される場合は、速やかに補正予算を組み直して、理事会の承認を受けた後、例会で会員に報告する。

第4節

本クラブの会計は一般会計、スマイル会計(奉仕特別会計)および、事業特別会計とする。

第5節

- (1) 委員会の活動資金はスマイル会計(奉仕特別会計)から支出することができる
- (2) 公開例会資金は、スマイル会計(奉仕特別会計)から支出することができる。
- (3) 事業特別会計の資金としてスマイル会計(奉仕特別会計)から支出することができる。

第6節

- (1) スマイル会計(奉仕特別会計)の支出予算は、原則として前年度のスマイル会計(奉仕特別会計)の収入総額を限度として算定する。
- (2) 理事会の承認を得て、災害援助、ロータリー財団およびロータリー米山記念奨学会などの奉仕活動のために、特別な募金を行うことができる。これらの特別な目的のための募金の収支は、スマイル会計(奉仕特別会計)に含める。

第7節

理事会の議を経て、その他の特別な目的のための募金を行うことができる。

第8節

記念事業および特別事業は事業特別会計によって賄うものとする。事業特別会計は事業内容別とし、その事業が終了するまで繰越することができる。

第9節

本クラブを代表して、会員がロータリーの諸会合に出席する場合、理事会の承認を得て、その費用をクラブが負担することができる。

第9条 会員選挙の方法（細則第10条補足）

第1節

次の条件を満たすことを推薦者が保証した候補者についてのみ、会員選挙の手続きが進められるものとする。なお、下記に示す出席率は、手続きを進めるにあたっての必要条件であって、会員として十分な条件を示すものではない。

- (1) 各年度の半期に、メイク・アップを含めて50%以上出席できる者
- (2) 各年度の半期に、ホームクラブに25%以上出席できる者
- (3) 善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者
- (4) 事業上の裁量権を有する者

第2節

- (1) 入会候補者の推薦者は2名以上とし、そのうちの1名は本クラブ入会后3年以上を経過した会員であることが望ましい。推薦者は入会候補者を熟知している者でなければならない。
- (2) 推薦者は入会候補者に対し会員組織委員会によりロータリー教育セミナーを行い、ロータリーの規約と義務活動を理解してもらわなければならない。
- (3) 新会員の承認には別紙（会員選挙の流れ）の過程をふまなければならない。

第3節

- (1) 候補者の告知書には、細則第10条第1節(5)および第2節(4)で定められた事項のほか、本人の略歴、生年月日、事業所名、住所、推薦者名(2名)を記載するものとする。
- (2) 会員選挙に当たって、明確な理由による反対がある場合は、細則第10条第1節(6)および第2節(5)の規定によってのみ異議を申し立てることができる。

第4節

推薦者以外の第三者が、一旦提出された会員推薦申込書の効力を失効させることはできない。

第5節

名誉会員の会員選挙は、会員選考委員会による審査とロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務についての説明を省略することができる。

第10条 決議(細則第11条補足)

第1節

当クラブの活動予定及び例会予定・予算支出等は必ず理事会議案書(別紙)をもって理事会の承認を得なければならない。なお、活動内容、例会内容は議案書へ記されるべきものとする。

第2節

委員会活動を含めた全ての新規事業は、理事会の承認を得なければ実行することができない

第3節

当初予算編成時に計上していない支出が発生した場合は、理事会の承認を得なければ支出することができない。

第4節

理事会の決議事項は議事録に記録されなければならない。また、理事会の決議事項は速やかに会員に報告されなければならない。

第5節

議案書および議事録は10年間保管しておかななければならない。

第11条 雑 則

第1節 メイク・アップ

メイク・アップの場合は訪問クラブ・日時・名称を記載した書類を出席委員会に報告すること。又、他クラブにメイク・アップをする場合は、報告をして行くこと。

第2節 欠席の連絡

前もって例会欠席が判っている時は、例会前日の正午までにSAAまたは副SAAへ連絡すること。尚、当日の急な欠席も同様に連絡する。

第12条 改 正

本内規は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、このような改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびクラブ細則と矛盾または違反する改正または条項追加を本内規に対して行うことはできない。

(2020年6月5日改定)

慶弔及び各種記念品規定

第1条 目的

本規定は、本クラブ会員、家族および本クラブ縁故者の慶弔に関して定めたものである。

第2条 適用

1. 慶弔に関する事実が予め確定している場合および 慶弔に関する事実が発生した場合、社会通念上、慶弔規定を実施するにふさわしい時期に適用する。
2. 当該会員、家族またはその事実を知った他の会員からの届け出があった場合、または、何らかの方法でその事実を理事会が知り得た場合に適用する。

第3条 実施

前条によって理事会がその事実を知った場合、理事会は速やかに第4条によって定められた区分に従って、至近の例会を通じ、あるいは、慶弔の事実が発生した場所に赴いて、これを実施しなければならない。

第4条 区分

第1節 慶事

1. 会員の結婚祝い 祝金 30,000円
2. 会員の第1子誕生祝い 祝金 10,000円
3. 会員の第2子以降誕生祝い 祝金 5,000円
4. 会員の喜寿（77歳のお祝）記念品
5. 会員の傘寿（80歳のお祝）記念品
6. 会員の米寿（88歳のお祝）記念品
7. 会員の卒寿（90歳のお祝）記念品
8. 会員の白寿（99歳のお祝）記念品
9. 会員の百賀（100歳のお祝）記念品

第2節 弔事

1. 会員の死亡した場合 生花一基及び3万円
2. 会員の配偶者死亡の場合 生花一基及び2万円
3. 会員の親又は、子供死亡の場合 生花一基及び1万円
4. 会員の配偶者の親死亡の場合 1万円
5. 弔事の連絡は幹事から会員へ連絡する。
但し遺族から申し出があった場合は連絡は行わない。

第3節 見舞い

1. 会員の1ヶ月以上の入院 1万円
2. 会員の住居又は事業所が災害にあった場合は、理事会において協議する。

第4節 各種記念品

1. ゲストスピーカーに対し謝礼として5千円程度の記念品
2. 会員誕生日 例会場で3千円程度の金品贈呈
3. 会員の配偶者等誕生日 自宅宛へ3千円程度の金品贈呈
4. 直前会長 7月の第一例会でダイヤ入りバッチと花束贈呈
5. 直前幹事 7月の第一例会でルビー入りバッチと花束贈呈
6. 会長・幹事 任務満了の時理事会の議を経て記念品贈呈
7. 連続出席会員 7月の第3例会で記念品贈呈
8. 退会者 クラブ定款第12条第8節による10年以上在籍の退会者には1万円程度の記念品贈呈
9. 会員の開店及び事業所開設等お祝い事が発生した場合、必要に応じて理事会においてお祝い金等を決定することが出来る。
10. その他 国家的及び、RI・地区より表彰を受けたとき、又は、RI・地区役員の任期を満了した時等は、理事会の議を経て記念品を贈呈する。

第5条 改正

この慶弔及び各種記念品規定は理事会の議を経て改正することができる。

連続出席表彰規定

第1条

第1節

メイク・アップを含んで、そのロータリー年度全ての例会に出席した場合、これを1年間連続出席として過去の連続出席記録に加えて表彰する。

第2節

前節表彰の対象年数は以下のとおりとする。

1年、2年、3年、5年、7年、10年、以降5年ごとに表彰する。

第3節

ロータリー年度のホーム・クラブの全ての例会に出席した場合、これをホーム・クラブ皆出席とみなし、年度ごとに表彰する。

第2条

ロータリー年度の中で入会した場合、メイク・アップを含んで、全ての例会に出席し、入会後の例会が全例会数の60%を超えるものは、1年間連続出席とみなす。

第3条

他のクラブに在席していた会員が、本クラブ会員になった場合は、他クラブにおける連続出席記録を、これに加算するものとする。

第4条

欠席により連続出席が中断された場合は、その翌年度から新たに起算するものとする。

第5条

定款第9条第3節(a)および細則第8条によって出席を免除された会員は、本クラブ例会に出席するかメイク・アップその他の方法で出席をうめあわせした場合に限って、本規定の適用を受ける。

第6条

この連続出席表彰規定は、理事会の議を経て改正することができる。

事務局利用規定

第1条

第1節

幹事はクラブ管理に関する一般的事務を円滑に処理するために事務局を設置し、これを統括する。

第2節

会計は幹事の了解の下に、入出金業務等を事務局に指示することができる。

第3節

会長、幹事および会計以外の者は幹事の了解のもと直接事務局に指示することができる。

第2条

第1節

委員会内部の事務処理、特定の会員間の連絡事項および同好会活動の事務事項などは、委員会または当事者が直接処理し、その業務を事務局に依頼してはならない。

第3条

第1節

R I ・地区およびグループに関する事項、対外的事項、会員全体に関する告知事項、委員会活動に関する告知・報告事項、例会・クラブ協議会・クラブフォーラムに関する事務事項などに関しては、幹事の指示により、事務局が処理することができる

第2節

幹事は報告を受けたあらゆる事務事項を事務局員に通達し、その詳細を熟知させなければならない。

第3節

事務局員は幹事より通達された事務事項を整理保存すると共に、会員よりの照会に対処しなければならない。

第4節

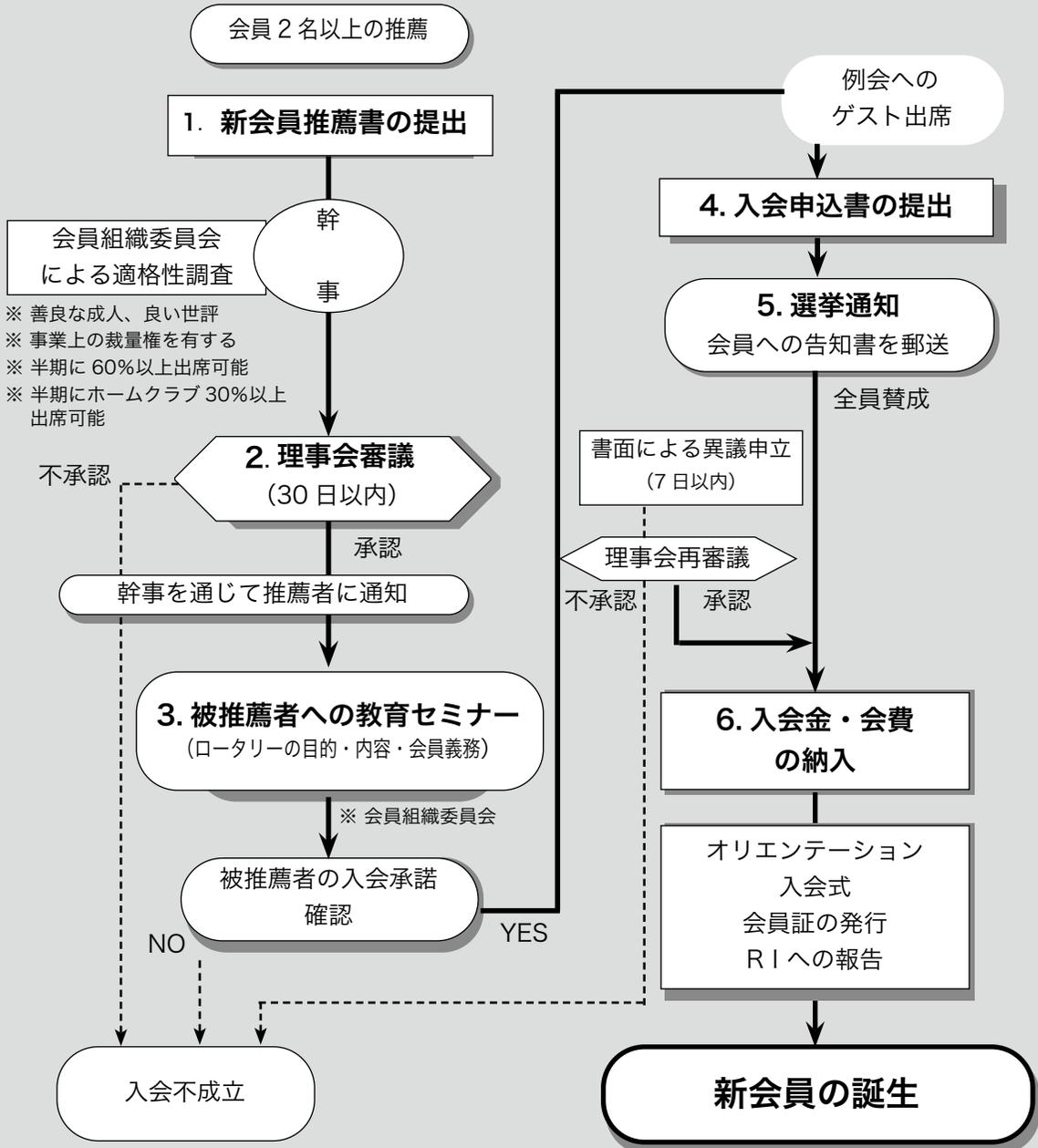
会員は会務運営上必要とする事務事項を、事務局に照会することができる。

第4条

この事務局利用規定は、利用クラブ幹事会にて改正し、各クラブ理事会に報告する。

(2018年4月1日改定)

= 会員選挙の流れ =



年間行事計画

7月 行事計画

新年度スタート

日	曜日	例会数	プログラム	担当 / 内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
2	金	1055	クラブ協議会	会長・幹事	石川代表(理事会)	8 松本 豊	
9	金	1056	前年度 IM 報告卓話	奉仕プロジェクト委員会		13 井 寛明	
16	金	1057	会員増強月間に備えて	会員組織委員会		24 森 志朗	
23			休 会				
30	金	1058	週報への協力と充実	クラブ管理運営委員会			

Memo

奉仕プロジェクト委員会

.....

.....

.....

.....

.....

8月 行事計画

会員増強・新クラブ結成推進月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当 / 内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
6	金	1059	ガバナー補佐来訪	会長・幹事	理事会	23 春日清則	10 川名亜紀
13	金		休 会			28 岩堀美子	15 山口和代
20	金	1060		職業奉仕委員会			17 立脇美沙子
27	金	1061	ガバナー公式訪問	会長・幹事			28 白井エミリー
			野球大会表彰式あり				29 村松進司

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

年間行事計画

9月 行事計画

基本的教育と識字率向上月間 / ロータリーの友月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当 / 内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
3	金	1062	残暑親睦例会	会員組織委員会	理事会		14 荻野佳子
10	金	1063		公共イメージ委員会			
17	金	1064	米山PR	職業奉仕委員会			
24	金		休 会				

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

10月 行事計画

米山月間 / 経済と地域社会の発展月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当 / 内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
1	金	1065		奉仕プロジェクト委員会	理事会	17 荻野洋一	11 田口朋子
8	金	1066	例会中の心構えについて	クラブ管理運営委員会		19 山口昌興	22 森 昭子
15	金	1067	ロータリー財団PR	職業奉仕委員会		20 立脇孝二	30 北村佳与子
22	金		休 会			20 関野耕正	
24	日	1068	世界ポリオデー	会長・幹事	END POLIO NOW		
29	金		休 会				
30	土		柔道大会				

Memo

.....

.....

.....

.....

年間行事計画

11月 行事計画

ロータリー財団月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
5	金	1069	チャーターナイト記念例会	会員組織委員会	理事会	7 足立進	8 神崎澄子
12	金	1070	疾病予防月間準備例会	公共イメージ委員会		9 花上滋	29 和田まゆみ
19	金		休会			10 松澤修身	
26	金	1071		奉仕プロジェクト委員会		11 井上良一	
						15 難波真奈美	
						23 北村正敏	
						25 石井卓	
						28 佐藤拓也	

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

12月 行事計画

疾病予防と治療月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
3	金	1072	クラブ協議会・年次総会	指名委員会	理事会	20 白井欽一	2 石井美佐
9	木	1073	クリスマス忘年例会	会員組織委員会			6 新川喜恵子
17	金	1074	ZOOM オンライン例会	クラブ管理運営委員会			8 佐藤美恵
24	金		休会				13 佐藤真紀
31	金		休会				
チャレンジカップ							

Memo

.....

.....

.....

.....

年間行事計画

1月 行事計画

職業奉仕月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
7	金		休 会			6 岸野義人	10 伊藤一美
13	木	1075	厚木4クラブ賀詞交歓会	会長・幹事	理事会	7 川名貴之	25 能勢優子
21	金		休 会			11 佐藤新也	
28	金	1076	クラブ協議会(上期総括)	会長・幹事		21 土屋義行	

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

2月 行事計画

平和と紛争予防 / 紛争解決月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
4	金	1077	公開例会について	会長・幹事	理事会	8 伊藤 一	11 関野あゆみ
11	金		休 会			18 関原敏文	20 森 円
18	金	1078	ロータリー奉仕デーについて	会長・幹事		18 高畑幸夫	
20	日		ロータリー奉仕デー	ガバナー補佐		27 岡見健	

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

年間行事計画

3月 行事計画

水と衛生月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
4	金	1079	国際奉仕について	奉仕プロジェクト委員会	理事会	12 神崎 進	5 山田紀子
11	金		休 会			14 三竹厚行	6 三竹敏子
18	金	1080	PETS 報告	会長エレクト			13 井上みゆき
21	月	1081	地区大会	第 2780 地区			28 土屋律子
25	金		休 会				

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

4月 行事計画

母子の健康月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
1	金	1082	お花見例会	次年度幹事	理事会	5 田口幸一	2 花上靖子
8	金	1083		職業奉仕委員会		13 武藤元秀	6 高畑由香里
15	金	1084		公共イメージ委員会		26 村松マユミ	11 武藤春恵
22	金	1085	創立記念日を控えて	クラブ管理運営委員会			16 関原明美
24	日		県央 RC 創立記念日				
29	金		休 会				

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

年間行事計画

5月 行事計画

青少年奉仕月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
6	金		休会			10 森正章	9 井洋子
13	金	1086	公開例会準備	会長・幹事	理事会	13 守屋孝則	
20	金	1087	公開例会	会長・幹事		16 山田幹男	
27	金	1088	公開例会を終えて	奉仕プロジェクト委員会			

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

6月 行事計画

ロータリー親睦活動月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当/内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
3	金	1089		公共イメージ委員会	新旧理事会	1 葛籠貫京子	7 岡見みどり
10	金	1090	次年度に向けて	会長エレクト		10 新川 勉	17 春日祐子
17	金	1091	クラブ協議会(年間総括)	会長・幹事		23 和田貴樹	19 守屋さつき
24	金	1092	年度末親睦例会	会員組織委員会	夜間例会	25 能勢健一	

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

会員名簿

 足立 進 あだち すすむ 昭和26年11月7日生	職業分類	保険代理業	入会	1998年10月2日
	事業所	(有) 足立保険サービス	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0022 厚木市酒井 3130 AIビル		
	TEL / FAX	TEL 046 (228) 2220 / FAX 046 (228) 2211		

 井 寛明 いい ひろあき 昭和39年7月13日生	職業分類	印刷業	入会	2006年8月11日
	事業所	(株) アイワ	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0003 厚木市寿町 1 - 6 - 6		
	TEL / FAX	TEL 046 (223) 5154 / FAX 046 (224) 3230		

 石井 卓 いしい たかし 昭和26年11月25日生	職業分類	ビル経営	入会	1998年4月24日
	事業所	アイエスト芝公園	役職	代表
	所在地	〒243 - 0032 厚木市恩名 1-1-14 ゴールドリーフ本厚木 206		
	TEL / FAX	TEL 046 (224) 6345 / FAX 046 (224) 6345		

 伊藤 一 いとう はじめ 昭和47年2月8日生	職業分類	医療関連	入会	2017年7月7日
	事業所	(株) イノベーションオブメディカルサービス	役職	取締役副社長
	所在地	〒243 - 0034 厚木市船子 579 - 1		
	TEL / FAX	TEL 046 (220) 1171 / FAX 046 (220) 1199		

 井上 良一 いのうえ りょういち 昭和39年11月11日生	職業分類	果物販売	入会	2010年3月1日
	事業所	(有) F.S.Inoue	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0034 厚木市船子 1565		
	TEL / FAX	TEL 046 (248) 0994 / FAX 046 (250) 7999		

 岩堀 美子 いわほり よしこ 昭和 17 年 8 月 28 日生	職業分類	衣料品製造販売	入会	2004 年 12 月 3 日
	事業所	(株) ティー・アンド・ワイ・スズキ	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0018 厚木市中町 2 - 2 - 19		
	TEL / FAX	TEL 046 (225) 4888 / FAX 046 (225) 4888		

 臼井 欽一 うすい きんいち 昭和 37 年 12 月 20 日生	職業分類	畜産業	入会	2007 年 9 月 7 日
	事業所	(有) 臼井農産	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0213 厚木市飯山 3575		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 7462 / FAX 046 (241) 2584		

 岡見 健 おかみ たけし 昭和 29 年 2 月 27 日生	職業分類	都市ホテル	入会	1998 年 4 月 24 日
	事業所	厚木アーバンホテル	役職	取締役
	所在地	〒243 - 0018 厚木市中町 3 - 14 - 14		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 4545 / FAX 046 (225) 0624		

 荻野 洋一 おぎの よういち 昭和 54 年 10 月 17 日生	職業分類	フードサービス	入会	2016 年 8 月 5 日
	事業所	丸花料理お届けセンター	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0004 厚木市水引 1 - 1 - 28		
	TEL / FAX	TEL 046 (224) 0871 / FAX 046 (224) 4411		

 春日 清則 かすが きよのり 昭和 31 年 8 月 23 日生	職業分類	損害保険代理業	入会	1998 年 4 月 24 日
	事業所	(株) カスガ	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0036 厚木市長谷 677 - 3 - 100		
	TEL / FAX	TEL 046 (250) 5012 / FAX 046 (250) 5013		

会員名簿

 川名 貴之 かわな たかゆき 昭和46年1月7日生	職業分類	倉庫運送業	入会	2017年5月19日
	事業所	(株)芙蓉	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0203 厚木市下荻野450-1		
	TEL / FAX	TEL 046 (210) 1808 / FAX 046 (243) 5788		

 神崎 進 かんざき すすむ 昭和26年3月12日生	職業分類	一般建築	入会	2009年1月9日
	事業所	(有)神崎工務店	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0203 厚木市下荻野513-2		
	TEL / FAX	TEL 046 (242) 1131 / FAX 046 (242) 1194		

 岸野 義人 きしの よしひと 昭和39年1月6日生	職業分類	看板業	入会	2014年4月6日
	事業所	(株)ジャパンアート	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0434 海老名市上郷4-4-29		
	TEL / FAX	TEL 046 (233) 4864 / FAX 046 (233) 9338		

 北村 正敏 きたむら まさとし 昭和26年11月23日生	職業分類	写真業	入会	1998年4月24日
	事業所	(株)スタジオ246	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0815 厚木市妻田西1-19-22		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 1661 / FAX 046 (221) 1634		

 佐藤 新也 さとう しんや 昭和50年1月11日生	職業分類	警備業	入会	2016年5月6日
	事業所	共和サービス警備保障(株)	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0004 厚木市水引1-2-15 共和ビル		
	TEL / FAX	TEL 046 (222) 5055 / FAX 046 (222) 5070		

会員名簿

 佐藤 拓也 さとう たくや	職業分類	ガス販売業	入会	2012年7月6日
	事業所	(有) タイガープロパン	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0035 厚木市愛甲2 - 23 - 3		
	TEL / FAX	TEL 046 (240) 0351 / FAX 046 (240) 0352		
昭和39年11月28日生				

 新川 勉 しんかわ つとむ	職業分類	税理士	入会	2002年8月30日
	事業所	新川勉税理士事務所	役職	代表
	所在地	〒243 - 0016 厚木市田村町 9-30 サンモールII 5階		
	TEL / FAX	TEL 046 (297) 3186 / FAX 046 (297) 3187		
昭和34年6月10日生				

 関野 耕正 せきの やすまさ	職業分類	総合土木業	入会	2015年6月5日
	事業所	(株) 関野工務店	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0005 厚木市松枝 1-7-15		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 2229 / FAX 046 (225) 1128		
昭和41年10月20日生				

 関原 敏文 せきはら としふみ	職業分類	リフォーム業	入会	2009年6月1日
	事業所	(株) セキトウェブ	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0203 厚木市下荻野 950-6		
	TEL / FAX	TEL 046 (242) 9331 / FAX 046 (242) 9322		
昭和31年2月18日生				

 高畑 幸夫 たかはた ゆきお	職業分類	造園・土木業	入会	2009年7月17日
	事業所	(有) 高畑造園土木	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0201 厚木市上荻野 5632 - 2		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 2977 / FAX 046 (241) 9371		
昭和40年2月18日生				

会員名簿

 田口 幸一 たぐち こういち 昭和33年4月5日生	職業分類	肉小売業	入会	1998年4月24日
	事業所	(株) 肉の田口	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0004 厚木市水引 1-15-12		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 0822 / FAX 046 (221) 5586		

 立脇 孝二 たてわき こうじ 昭和34年10月20日生	職業分類	自動車修理	入会	2006年11月10日
	事業所	(株) 立脇自動車	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0032 厚木市恩名 5-19-6		
	TEL / FAX	TEL 046 (223) 4630 / FAX 046 (223) 2953		

 土屋 義行 つちや よしゆき 昭和28年1月21日生	職業分類	総合花サービス	入会	1998年4月24日
	事業所	(株) 厚木花環センター	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0814 厚木市妻田南 2-2-22		
	TEL / FAX	TEL 046 (222) 3223 / FAX 046 (222) 3269		

 葛籠貫 京子 つづらぬぎ きょうこ 昭和23年6月1日生	職業分類	自動車販売	入会	2008年4月18日
	事業所	(株) ホンダカーズ厚木	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0814 厚木市妻田南 1-24-12		
	TEL / FAX	TEL 046 (223) 5150 / FAX 046 (224) 5740		

 難波真奈美 なんば まなみ 昭和33年11月15日生	職業分類	造園土木業	入会	2015年9月4日
	事業所	難波造園(株)	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0203 厚木市下荻野 405		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 1233 / FAX 046 (241) 9517		

 能勢 健一 のせ けんいち 昭和44年6月25日生	職業分類	不動産業 建設・開発	入会	2017年4月7日
	事業所	(株) プラスホーム	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0017 厚木市栄町 1-1-6		
	TEL / FAX	TEL 046 (210) 4288 / FAX 046 (210) 4303		

 花上 滋 はなうえ しげる 昭和22年11月9日生	職業分類	司法書士	入会	1999年3月12日
	事業所	司法書士 花上 滋 事務所	役職	代表
	所在地	〒243-0004 厚木市水引 1-1-45		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 1744 / FAX 046 (221) 1745		

 松澤 修身 まつざわ おさみ 昭和42年11月10日生	職業分類	管工事業	入会	2016年2月3日
	事業所	(株) 新日本工業	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0212 厚木市及川 2-20-37		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 1128 / FAX 046 (242) 3370		

 松本 豊 まつもと ゆたか 昭和35年7月8日生	職業分類	総合建築業	入会	2014年12月12日
	事業所	サンハウス(株)	役職	代表取締役
	所在地	〒243-0015 厚木市南町 27-17		
	TEL / FAX	TEL 046 (228) 8885 / FAX 046 (229) 6194		

 三竹 厚行 みたけ あつゆき 昭和28年3月14日生	職業分類	弁護士	入会	2012年6月1日
	事業所	三竹法律事務所	役職	代表
	所在地	〒243-0018 厚木市中町 3-15-2 Kスクエアビル 202号		
	TEL / FAX	TEL 046 (295) 5755 / FAX 046 (295) 5735		

会員名簿

 武藤 元秀 むとう もとひで 昭和 25 年 4 月 13 日生	職業分類	不動産管理	入会	2007 年 10 月 12 日
	事業所	(有) 武藤商事	役職	顧問
	所在地	〒 252 - 0027 座間市座間 2-2767		
	TEL / FAX	TEL 046 (225) 0264 / FAX 046 (251) 5533		

 村松マユミ むらまつ まゆみ 昭和 20 年 4 月 26 日生	職業分類	社会保険労務士	入会	1998 年 7 月 17 日
	事業所	社会保険労務士 村松事務所	役職	代表
	所在地	〒 243 - 0017 厚木市栄町 1 - 5 - 4 - 504		
	TEL / FAX	TEL 046 (225) 0725 / FAX 046 (225) 0726		

 森 志朗 もり しろう 昭和 44 年 7 月 24 日生	職業分類	内装業	入会	2019 年 3 月 14 日
	事業所	株式会社 松陰	役職	代表取締役
	所在地	〒 243-0201 厚木市上荻野 1165-2		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 8111 / FAX 046 (241) 5406		

 森 正章 もり まさあき 昭和 17 年 5 月 10 日生	職業分類	行政書士	入会	1999 年 4 月 2 日
	事業所	行政書士 森 正章 事務所	役職	所長
	所在地	〒 243 - 0003 厚木市寿町 1 - 1 - 18 - 203 クリオ本厚木壺番館		
	TEL / FAX	TEL 046 (294) 5870 / FAX 046 (294) 5871		

 守屋 孝則 もりや たかのり 昭和 24 年 5 月 13 日生	職業分類	ビルメンテナンス	入会	2007 年 8 月 10 日
	事業所	(株) モリサービス	役職	会長
	所在地	〒 243 - 0021 厚木市岡田 3080-3		
	TEL / FAX	TEL 046 (220)0501 / FAX 046 (220) 0552		

会員名簿

 山口 昌興 やまぐち まさおき 昭和36年10月19日生	職業分類	養豚場	入会	2012年10月26日
	事業所	(有)山口養豚場	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0112 清川村煤ヶ谷 1913		
	TEL / FAX	TEL 046 (288) 1856 / FAX 046 (288) 1640		

 山田 幹男 やまだ みきお 昭和23年5月16日生	職業分類	不動産売買、仲介、管理	入会	1998年4月24日
	事業所	(有)厚英開発	役職	代表取締役
	所在地	〒243 - 0014 厚木市旭町 1 - 23 - 3		
	TEL / FAX	TEL 046 (228) 3149 / FAX 046 (228) 2941		

 和田 貴樹 わだ たかき 昭和34年6月23日生	職業分類	幼稚園経営	入会	2012年8月24日
	事業所	(学)厚木和田学園	役職	理事長
	所在地	〒243 - 0032 厚木市恩名 3 - 11 - 55		
	TEL / FAX	TEL 046 (222) 2561 / FAX 046 (224) 3001		

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

會員名簿

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

	職業分類		入会	
	事業所		役職	
	所在地			
	TEL / FAX			

新 会 員 推 薦 書

提出月日 年 月 日

フリガナ 氏 名	様 歳		
事業所名		役職名	代表取締役
事業所所在地	TEL FAX		
自宅住所	TEL FAX		
推薦者 (会員2名)			

<職業分類>

<委員長確認>

会員組織委員長サイン

<会長・幹事確認>

会長サイン

幹事サイン

--	--

<理事会承認月日> <全会員承認月日> <入会金納入月日>

年 月 日	年 月 日	年 月 日
-------	-------	-------

理事会議案書

厚木県央ロータリークラブ

提 案 者	
-------	--

議 案 内 容	
例会数	第 回 例会
開催日時	年 月 日 ()
開催場所	
テーマ	:
例会名	:
例会内容	
予 算	:
その他	:

結 審	・可決	・否決 (賛成	反対	棄権)・継続
-----	-----	---------	----	----	------

備 考	
-----	--



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021 - 2022 年度計画書
厚木県央ロータリークラブ